

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月28日
【発行者名】	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)
【代表者の役職氏名】	マネージング・ディレクター 鈴木 惣太
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1150、アールン通り 287-289番 (287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 中野 春芽
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 中野 春芽 同 橋本 雅行 同 原田 亮
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03 (6888) 1000
【届出の対象とした募集（売出）	外国投資信託受益証券に係るファンドの名称] コクサイ・ケイマン・トラストー 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・ セレクション (Kokusai Cayman Trust - Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

米ドル建 米ドルクラス受益証券：

20億アメリカ合衆国ドル（約2,255億円）を上限とする。

米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券：

20億アメリカ合衆国ドル（約2,255億円）を上限とする。

米ドル建 中国元ヘッジクラス受益証券：

20億アメリカ合衆国ドル（約2,255億円）を上限とする。

米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券：

10億アメリカ合衆国ドル（約1,127億円）を上限とする。

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス受益証券：

20億オーストラリア・ドル（約1,769億円）を上限とする。

豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券：

20億オーストラリア・ドル（約1,769億円）を上限とする。

豪ドル建 中国元ヘッジクラス受益証券：

20億オーストラリア・ドル（約1,769億円）を上限とする。

豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券：

10億オーストラリア・ドル（約885億円）を上限とする。

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）およびオーストラリ

ア・ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、平成29年

9月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲

値（1米ドル＝112.73円および1豪ドル＝88.47円）による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

（注）アンダーソン・毛利・友常法律事務所の住所および電話番号は、平成30年5月からそれぞれ「東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング」および「03（6775）1000」に変更される。以下同じ。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成29年11月30日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加・訂正するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 第15 ファンド情報 ファンドの状況 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 ① 資産別及び地域別の投資状況	更新
	(2) 投資資産		② 投資資産	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加・更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第31 ファンドの経理状況 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 第11 特別情報 管理会社の概況 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
5 その他	(4) 訴訟事件その他の重要事項		(3) その他	追加
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

コクサイ・ケイマン・トラスト ― 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション（Kokusai Cayman Trust - Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection）（以下「サブ・ファンド」といい、コクサイ・ケイマン・トラスト（Kokusai Cayman Trust）を以下「ファンド」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

- (1) 投資状況
- ① 資産別及び地域別の投資状況

(平成29年12月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (アメリカ合衆国ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ケイマン諸島	132,259,217.48	95.29
現金・その他の資産（負債控除後）		6,535,788.48	4.71
合計（純資産総額）		138,795,005.96 (約15,684百万円)	100.00

- (注1) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下、別段の記載がない限り、同じ。
- (注2) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）およびオーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、平成29年12月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝113.00円および1豪ドル＝88.17円）による。以下同じ。
- (注3) ファンドおよびサブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されるが、米ドル建 米ドルクラス受益証券、米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券、米ドル建 中国元ヘッジクラス受益証券および米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券（以下、個別にまたは総称して「米ドル建受益証券」という。）は米ドル建であり、豪ドル建 豪ドルヘッジクラス受益証券、豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券、豪ドル建 中国元ヘッジクラス受益証券および豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券（以下、個別にまたは総称して「豪ドル建受益証券」といい、米ドル建受益証券とあわせて、個別にまたは総称して「受益証券」または「通貨クラス」という。）は豪ドル建のため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルまたは豪ドルをもって行う。
- (注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

② 投資資産

(i) 投資有価証券の主要銘柄

(平成29年12月末日現在)

順位	銘柄名	国名	種類	数量（口）	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（%）
					単価	金額	単価	金額	
1.	US High Yield Bond Fund (Series of Kokusai Trust) - USHYF Non-hedge Class	ケイマン諸島	投資信託	14,823,942,780.0529	0.008718	129,232,388.61	0.008922	132,259,217.48	95.29

<参考情報>

コクサイ・トラストーUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドーUSHYFノン・ヘジ・クラス（以下「投資先ファンド」という。）の組入上位銘柄

(平成29年12月末日現在)

順位	銘柄名	発行地	種類	利率（%）	償還日	投資比率（%）
1.	SPRINT CORP	アメリカ合衆国	社債	7.875	2023/ 9 /15	1.82
2.	REICHHOLD CAYMAN EQUITY	ケイマン諸島	その他有価証券	—	—	1.41
3.	DISH DBS CORP	アメリカ合衆国	社債	5.875	2024/11/15	1.33
4.	HCA INC	アメリカ合衆国	社債	5.375	2025/ 2 / 1	1.32
5.	VALEANT PHARMACEUTICALS	カナダ	社債	5.875	2023/ 5 /15	1.26
6.	HCA INC	アメリカ合衆国	社債	7.500	2022/ 2 /15	1.23
7.	INTELSAT JACKSO	ルクセンブルグ	社債	7.250	2020/10/15	1.22
8.	FIRST DATA CORPORATION	アメリカ合衆国	社債	5.750	2024/ 1 /15	1.19
9.	CCO HLDGS LLC	アメリカ合衆国	社債	5.875	2024/ 4 / 1	1.05
10.	SPRINT CAPITAL	アメリカ合衆国	社債	8.750	2032/ 3 /15	1.05

（注）投資比率とは、投資先ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(ii) 投資不動産物件

該当事項なし（平成29年12月末日現在）。

(iii) その他投資資産の主要なもの

該当事項なし（平成29年12月末日現在）。

(2) 運用実績

下記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

① 純資産の推移

平成29年12月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
平成29年1月末日	82,267,842.44	9,296,266,196	76.32	8,624
2月末日	83,327,804.30	9,416,041,886	76.78	8,676
3月末日	79,709,901.87	9,007,218,911	75.88	8,574
4月末日	79,936,551.06	9,032,830,270	75.86	8,572
5月末日	79,687,160.04	9,004,649,085	75.78	8,563
6月末日	79,170,206.28	8,946,233,310	75.65	8,548
7月末日	79,264,390.22	8,956,876,095	75.69	8,553
8月末日	75,743,547.76	8,559,020,897	74.87	8,460
9月末日	73,514,419.12	8,307,129,361	74.81	8,454
10月末日	68,372,331.93	7,726,073,508	74.39	8,406
11月末日	66,201,055.87	7,480,719,313	73.65	8,322
12月末日	63,168,131.62	7,137,998,873	73.38	8,292

<参考情報>

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成29年12月末日）



（注）課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各クラスの公表されている1口当たり純資産価格に各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、公表されている1口当たり純資産価格とは異なる。以下同じ。

<米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
平成29年1月末日	54,426,203.06	6,150,160,946	47.35	5,351
2月末日	55,349,266.70	6,254,467,137	48.44	5,474
3月末日	54,791,041.45	6,191,387,684	47.80	5,401
4月末日	53,568,560.68	6,053,247,357	47.29	5,344
5月末日	52,540,658.90	5,937,094,456	46.55	5,260
6月末日	50,791,391.50	5,739,427,240	45.56	5,148
7月末日	53,550,234.18	6,051,176,462	48.57	5,488
8月末日	50,561,026.36	5,713,395,979	47.76	5,397
9月末日	50,031,317.73	5,653,538,903	47.46	5,363
10月末日	47,643,539.45	5,383,719,958	45.75	5,170
11月末日	48,088,386.46	5,433,987,670	45.41	5,131
12月末日	46,638,735.11	5,270,177,067	44.77	5,059

<参考情報>

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成29年12月末日）



<米ドル建 中国元ヘッジクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
平成29年1月末日	166,465.64	18,810,617	117.15	13,238
2月末日	168,985.96	19,095,413	118.92	13,438
3月末日	167,830.01	18,964,791	118.11	13,346
4月末日	168,758.63	19,069,725	118.76	13,420
5月末日	172,021.25	19,438,401	121.06	13,680
6月末日	174,107.34	19,674,129	122.52	13,845
7月末日	176,686.92	19,965,622	124.34	14,050
8月末日	179,633.13	20,298,544	126.41	14,284
9月末日	179,509.52	20,284,576	126.33	14,275
10月末日	180,360.35	20,380,720	126.92	14,342
11月末日	180,512.03	20,397,859	127.03	14,354
12月末日	184,043.04	20,796,864	129.52	14,636

<参考情報>

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成29年12月末日）

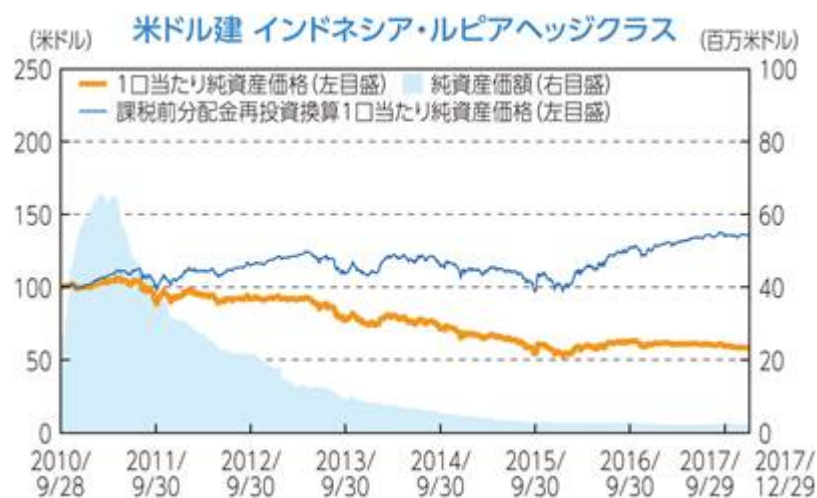


＜米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス＞

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
平成29年1月末日	2,321,660.13	262,347,595	60.90	6,882
2月末日	2,337,247.10	264,108,922	61.31	6,928
3月末日	2,293,448.73	259,159,706	60.63	6,851
4月末日	2,274,166.42	256,980,805	60.54	6,841
5月末日	2,216,015.42	250,409,742	60.52	6,839
6月末日	2,213,310.87	250,104,128	60.45	6,831
7月末日	2,409,670.28	272,292,742	60.52	6,839
8月末日	2,383,797.06	269,369,068	59.89	6,768
9月末日	2,540,421.17	287,067,592	59.22	6,692
10月末日	2,492,819.65	281,688,620	58.57	6,618
11月末日	2,471,257.58	279,252,107	58.13	6,569
12月末日	2,435,444.93	275,205,277	57.72	6,522

＜参考情報＞

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成29年12月末日）

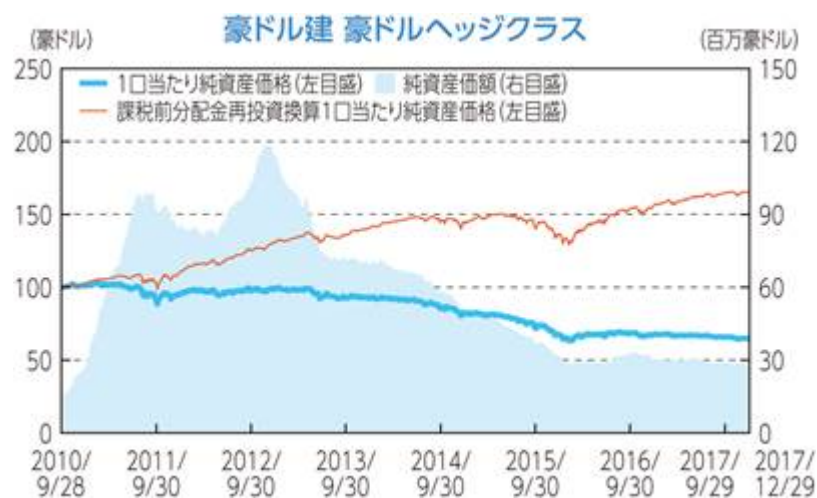


＜豪ドル建 豪ドルヘッジクラス＞

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
平成29年1月末日	30,137,944.99	2,657,262,610	67.41	5,944
2月末日	29,803,396.59	2,627,765,477	67.79	5,977
3月末日	30,196,328.65	2,662,410,297	66.95	5,903
4月末日	30,234,842.74	2,665,806,084	66.92	5,900
5月末日	30,748,145.87	2,711,064,021	66.80	5,890
6月末日	30,102,177.02	2,654,108,948	66.64	5,876
7月末日	29,179,635.69	2,572,768,479	66.61	5,873
8月末日	28,696,652.86	2,530,183,883	65.83	5,804
9月末日	28,921,292.94	2,549,990,399	65.73	5,795
10月末日	28,450,197.43	2,508,453,907	65.29	5,757
11月末日	28,894,343.90	2,547,614,302	64.73	5,707
12月末日	27,483,720.67	2,423,239,651	64.60	5,696

＜参考情報＞

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成29年12月末日）

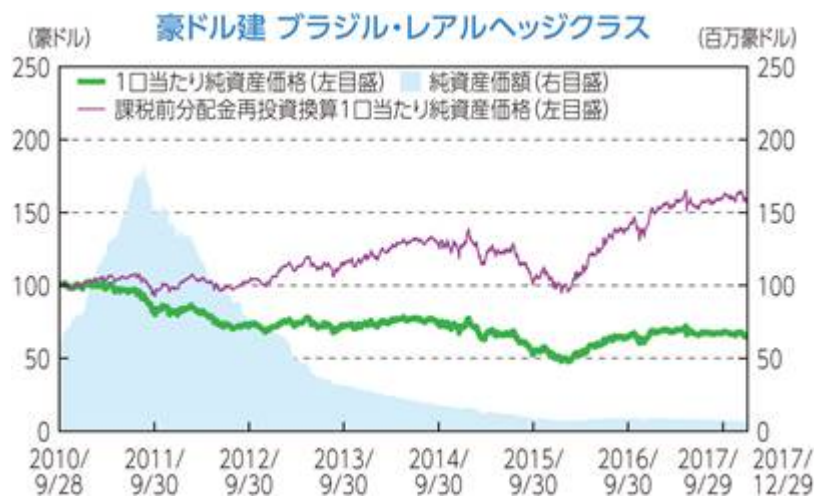


<豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
平成29年1月末日	8,558,057.15	754,563,899	68.14	6,008
2月末日	8,366,838.46	737,704,147	69.16	6,098
3月末日	8,252,060.84	727,584,204	68.63	6,051
4月末日	8,243,830.10	726,858,500	69.46	6,124
5月末日	8,324,090.41	733,935,051	69.05	6,088
6月末日	7,700,896.49	678,988,044	65.58	5,782
7月末日	7,892,033.72	695,840,613	67.38	5,941
8月末日	7,560,098.46	666,573,881	66.89	5,898
9月末日	7,570,585.90	667,498,559	67.54	5,955
10月末日	7,230,291.62	637,494,812	66.84	5,893
11月末日	6,993,213.79	616,591,660	67.17	5,922
12月末日	6,161,256.89	543,238,020	64.22	5,662

<参考情報>

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成29年12月末日）



＜豪ドル建 中国元ヘッジクラス＞

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
平成29年1月末日	24,149.92	2,129,298	150.00	13,226
2月末日	24,262.79	2,139,250	150.70	13,287
3月末日	24,194.91	2,133,265	150.28	13,250
4月末日	24,836.33	2,189,819	154.26	13,601
5月末日	25,526.61	2,250,681	158.55	13,979
6月末日	24,990.49	2,203,412	155.22	13,686
7月末日	24,376.05	2,149,236	151.40	13,349
8月末日	24,951.05	2,199,934	154.98	13,665
9月末日	25,280.27	2,228,961	157.02	13,844
10月末日	26,044.63	2,296,355	161.77	14,263
11月末日	54,314.00	4,788,865	164.09	14,468
12月末日	53,708.56	4,735,484	162.26	14,306

＜参考情報＞

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成29年12月末日）



＜豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス＞

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
平成29年1月末日	110,749.45	9,764,779	80.84	7,128
2月末日	110,541.84	9,746,474	80.69	7,114
3月末日	109,972.81	9,696,303	80.27	7,077
4月末日	112,314.63	9,902,781	81.98	7,228
5月末日	113,442.03	10,002,184	82.80	7,300
6月末日	109,804.52	9,681,465	80.15	7,067
7月末日	97,399.13	8,587,681	77.30	6,816
8月末日	97,223.97	8,572,237	77.16	6,803
9月末日	97,659.33	8,610,623	77.51	6,834
10月末日	99,247.05	8,750,612	78.77	6,945
11月末日	99,935.03	8,811,272	79.31	6,993
12月末日	96,446.51	8,503,689	76.54	6,749

＜参考情報＞

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成29年12月末日）



② 分配の推移

平成29年12月末日前1年間における分配の推移は、以下のとおりである。

＜米ドル建 米ドルクラス＞

	米ドル	円
平成29年1月	0.60	68
2月	0.60	68
3月	0.60	68
4月	0.60	68
5月	0.60	68
6月	0.60	68
7月	0.60	68
8月	0.60	68
9月	0.60	68
10月	0.60	68
11月	0.60	68
12月	0.60	68

＜参考情報＞

	米ドル	円
直近1年間累計	7.20	814
設定来累計	59.40	6,712

（注）設定来累計とは、運用開始日である平成22年9月28日から平成29年12月末日までの期間における分配金の累計額である。以下同じ。

＜米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス＞

	米ドル	円
平成29年1月	0.50	57
2月	0.50	57
3月	0.50	57
4月	0.50	57
5月	0.50	57
6月	0.50	57
7月	0.50	57
8月	0.50	57
9月	0.50	57
10月	0.50	57
11月	0.40	45
12月	0.40	45

＜参考情報＞

	米ドル	円
直近1年間累計	5.80	655
設定来累計	70.30	7,944

＜米ドル建 中国元ヘッジクラス＞

	米ドル	円
平成29年 1 月	0.30	34
2 月	0.30	34
3 月	0.30	34
4 月	0.30	34
5 月	0.30	34
6 月	0.30	34
7 月	0.30	34
8 月	0.30	34
9 月	0.30	34
10月	0.30	34
11月	0.30	34
12月	0.30	34

＜参考情報＞

	米ドル	円
直近 1 年間累計	3.60	407
設定来累計	25.50	2,882

＜米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス＞

	米ドル	円
平成29年 1 月	0.60	68
2 月	0.60	68
3 月	0.60	68
4 月	0.60	68
5 月	0.60	68
6 月	0.60	68
7 月	0.60	68
8 月	0.60	68
9 月	0.60	68
10月	0.60	68
11月	0.60	68
12月	0.60	68

＜参考情報＞

	米ドル	円
直近 1 年間累計	7.20	814
設定来累計	65.60	7,413

＜豪ドル建 豪ドルヘッジクラス＞

	豪ドル	円
平成29年 1 月	0.60	53
2 月	0.60	53
3 月	0.60	53
4 月	0.60	53
5 月	0.60	53
6 月	0.60	53
7 月	0.60	53
8 月	0.60	53
9 月	0.60	53
10月	0.60	53
11月	0.45	40
12月	0.45	40

＜参考情報＞

	豪ドル	円
直近 1 年間累計	6.90	608
設定来累計	80.30	7,080

＜豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス＞

	豪ドル	円
平成29年 1 月	0.55	48
2 月	0.55	48
3 月	0.55	48
4 月	0.55	48
5 月	0.55	48
6 月	0.55	48
7 月	0.55	48
8 月	0.55	48
9 月	0.55	48
10月	0.55	48
11月	0.55	48
12月	0.55	48

＜参考情報＞

	豪ドル	円
直近 1 年間累計	6.60	582
設定来累計	66.45	5,859

＜豪ドル建 中国元ヘッジクラス＞

	豪ドル	円
平成29年 1 月	0.30	26
2 月	0.30	26
3 月	0.30	26
4 月	0.30	26
5 月	0.30	26
6 月	0.30	26
7 月	0.30	26
8 月	0.30	26
9 月	0.30	26
10月	0.30	26
11月	0.30	26
12月	0.30	26

＜参考情報＞

	豪ドル	円
直近 1 年間累計	3.60	317
設定来累計	25.50	2,248

＜豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス＞

	豪ドル	円
平成29年 1 月	0.60	53
2 月	0.60	53
3 月	0.60	53
4 月	0.60	53
5 月	0.60	53
6 月	0.60	53
7 月	0.60	53
8 月	0.60	53
9 月	0.60	53
10月	0.60	53
11月	0.60	53
12月	0.60	53

＜参考情報＞

	豪ドル	円
直近 1 年間累計	7.20	635
設定来累計	63.40	5,590

③ 収益率の推移

下記期間における収益率は、以下のとおりである。

＜米ドル建 米ドルクラス＞

	収益率（注）
平成29年1月1日～平成29年12月末日	6.12%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝平成29年12月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b＝平成28年12月末日現在の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

以下、別段の記載がない限り、同じ。

＜米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス＞

	収益率
平成29年1月1日～平成29年12月末日	11.46%

＜米ドル建 中国元ヘッジクラス＞

	収益率
平成29年1月1日～平成29年12月末日	16.32%

＜米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス＞

	収益率
平成29年1月1日～平成29年12月末日	8.33%

＜豪ドル建 豪ドルヘッジクラス＞

	収益率
平成29年1月1日～平成29年12月末日	6.54%

＜豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス＞

	収益率
平成29年1月1日～平成29年12月末日	3.52%

＜豪ドル建 中国元ヘッジクラス＞

	収益率
平成29年1月1日～平成29年12月末日	7.76%

＜豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス＞

	収益率
平成29年1月1日～平成29年12月末日	0.41%

<参考情報>



(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

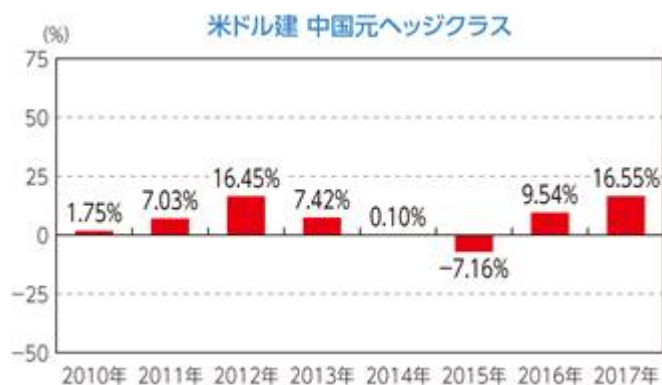
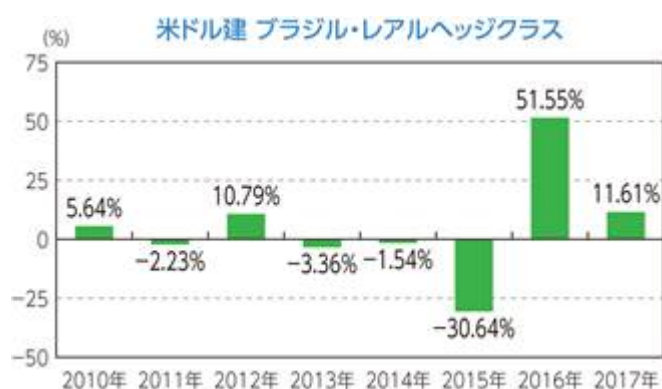
a = 各暦年末現在の課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格

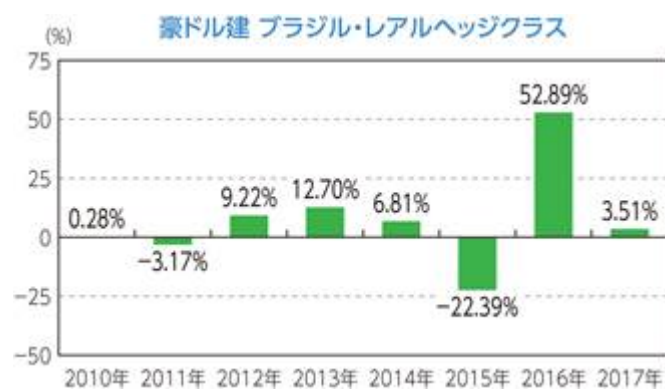
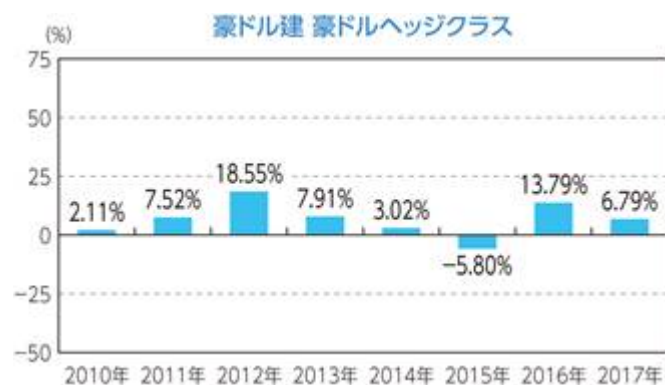
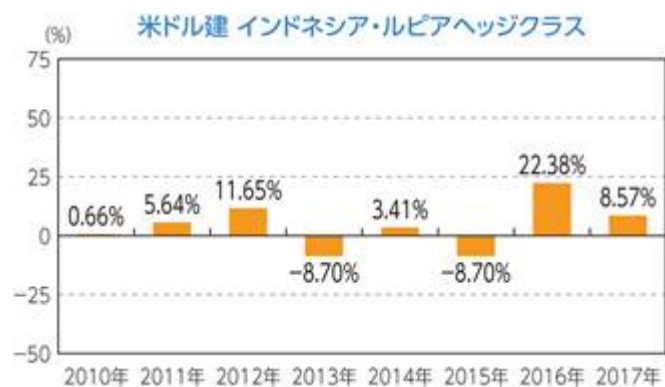
b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格（ただし、2010年については当初発行価格（米ドル建受益証券は 1 口当たり 100 米ドル、豪ドル建受益証券は 1 口当たり 100 豪ドル））

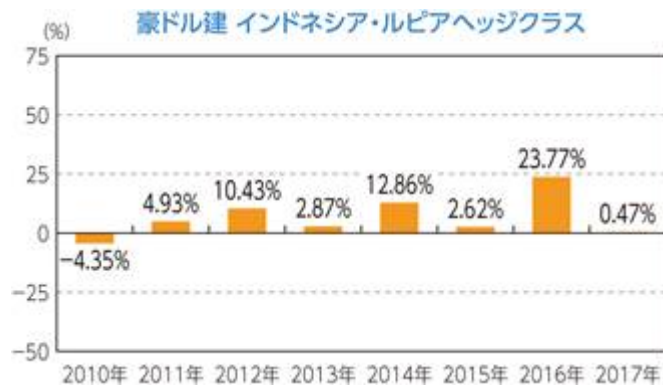
以下、本「<参考情報>」において同じ。

(注2) 2010年については、9月28日（運用開始日）から12月末日までの収益率を記載している。以下、本「<参考情報>」において同じ。

(注3) サブ・ファンドおよび各クラスにベンチマークはない。







2 販売及び買戻しの実績

平成29年12月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに平成29年12月末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
170,291 (170,291)	384,960 (384,960)	860,816 (860,816)

(注) () の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

<米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
147,449 (147,449)	312,651 (312,651)	1,041,809 (1,041,809)

<米ドル建 中国元ヘッジクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
0 (0)	0 (0)	1,421 (1,421)

<米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
6,300 (6,300)	2,230 (2,230)	42,192 (42,192)

<豪ドル建 豪ドルヘッジクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
93,085 (93,085)	117,261 (117,261)	425,426 (425,426)

<豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
7,725 (7,725)	43,877 (43,877)	95,937 (95,937)

<豪ドル建 中国元ヘッジクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
170 (170)	0 (0)	331 (331)

＜豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス＞

販売口数	買戻し口数	発行済口数
0 (0)	110 (110)	1,260 (1,260)

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。ファンドの日本語の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b. ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. ファンドの原文の財務書類は、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）で表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、平成29年12月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝113.00円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

（１）資産及び負債の状況

コクサイ・ケイマン・トラストー外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

資産負債計算書

2017年11月30日現在（未監査）

	米ドル	千円
資産		
投資先ファンドへの投資（個別原価：136,012,326米ドル）	138,803,110	15,684,751
現金	10,579,352	1,195,467
外貨（取得原価：651米ドル）	650	73
未収金：		
サブ・ファンド受益証券販売	371,622	41,993
投資有価証券売却	182,018	20,568
配当	653,580	73,855
決済済外国為替予約取引	326,091	36,848
その他の資産	19,302	2,181
資産合計	150,935,725	17,055,737
負債		
外国為替予約取引に係る未実現評価損	1,109,910	125,420
未払金：		
投資有価証券購入	3,717,147	420,038
サブ・ファンド受益証券買戻	183,877	20,778
分配	1,184,700	133,871
未払投資顧問報酬	244,689	27,650
未払販売報酬	121,712	13,753
未払印刷費	72,172	8,155
未払専門家報酬	52,916	5,980
未払代行協会員報酬	12,171	1,375
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	10,477	1,184
未払保管報酬	10,365	1,171
未払管理報酬	9,737	1,100
未払受託報酬	2,619	296
負債合計	6,732,492	760,772
純資産	144,203,233	16,294,965
純資産		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	21,855,680	2,469,692
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	5,289,667	597,732
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	41,083	4,642
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	75,591	8,542
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	48,088,386	5,433,988
米ドル建 中国元ヘッジクラス	180,512	20,398
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	2,471,258	279,252
米ドル建 米ドルクラス	66,201,056	7,480,719
	144,203,233	16,294,965

米ドル

千円

発行済受益証券口数

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	446,398 口
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	104,110 口
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	331 口
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	1,260 口
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	1,058,873 口
米ドル建 中国元ヘッジクラス	1,421 口
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	42,510 口
米ドル建 米ドルクラス	898,915 口

受益証券1口当たり純資産価格

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	48.96	5,532 円
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	50.81	5,742 円
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	124.12	14,026 円
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	59.99	6,779 円
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	45.41	5,131 円
米ドル建 中国元ヘッジクラス	127.03	14,354 円
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	58.13	6,569 円
米ドル建 米ドルクラス	73.65	8,322 円

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラストー外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

損益計算書

2017年11月30日までの6か月間（未監査）

	米ドル	千円
投資収益		
投資収益	1,670	189
投資収益合計	1,670	189
費用		
販売報酬	393,295	44,442
投資顧問報酬	298,905	33,776
印刷費	42,069	4,754
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	39,330	4,444
代行協会員報酬	39,329	4,444
保管報酬	31,712	3,583
管理報酬	31,464	3,555
専門家報酬	18,889	2,134
受託報酬	7,866	889
登録費	6,139	694
費用合計	908,998	102,717
投資純損失	(907,328)	(102,528)
実現および未実現利益（損失）：		
実現純利益（損失）：		
投資先ファンドへの投資の売却	(3,068,532)	(346,744)
投資先ファンドからの実現利益分配	4,358,827	492,547
外国通貨取引および外国為替予約取引	3,232,440	365,266
実現純利益	4,522,735	511,069
未実現評価益（評価損）の純変動：		
投資先ファンドへの投資	2,716,960	307,016
外国通貨取引および外国為替予約取引	(1,614,121)	(182,396)
未実現評価益の純変動	1,102,839	124,621
実現および未実現純利益	5,625,574	635,690
運用による純資産の純増加	4,718,246	533,162

注記は、財務書類と不可分のものである

コクサイ・ケイマン・トラストー外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

純資産変動計算書

2017年11月30日までの6か月間（未監査）

	米ドル	千円
運用による純資産の純増加（減少）		
投資純損失	(907,328)	(102,528)
実現純利益	4,522,735	511,069
未実現評価益の純変動	1,102,839	124,621
運用による純資産の純増加	4,718,246	533,162
 受益者への分配	(8,285,229)	(936,231)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純増加	(15,971,673)	(1,804,799)
純資産の純増加	(19,538,656)	(2,207,868)
 純資産		
期首	163,741,889	18,502,833
期末	144,203,233	16,294,965

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラストー外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

純資産変動計算書（続き）

2017年11月30日までの6か月間（未監査）

	豪ドル建 豪ドル ヘッジクラス		豪ドル建 ブラジル・リアル ヘッジクラス	
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
発行	41,887	口	—	口
買戻し	(55,765)	口	(16,438)	口
受益証券口数の純変動	(13,878)	口	(16,438)	口
金額				
発行	2,127,020	米ドル	—	米ドル
		240,353	—	千円
買戻し	(2,843,628)	米ドル	(852,383)	米ドル
		(321,330)	(96,319)	千円
サブ・ファンドの受益証券取引による純増加（減少）	(716,608)	米ドル	(852,383)	米ドル
		(80,977)	(96,319)	千円
	豪ドル建 中国元 ヘッジクラス		豪ドル建 インドネシア・ルピア ヘッジクラス	
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
発行	170	口	—	口
買戻し	—	口	(110)	口
受益証券口数の純変動	170	口	(110)	口
金額				
発行	21,090	米ドル	—	米ドル
		2,383	—	千円
買戻し	—	米ドル	(6,796)	米ドル
		—	(768)	千円
サブ・ファンドの受益証券取引による純増加（減少）	21,090	米ドル	(6,796)	米ドル
		2,383	(768)	千円

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラストー外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

純資産変動計算書（続き）

2017年11月30日までの6か月間（未監査）

	米ドル建 ブラジル・レアル ヘッジクラス		米ドル建 中国元 ヘッジクラス	
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
発行	100,632 口		－ 口	
買戻し	(170,408)口		－ 口	
受益証券口数の純変動	(69,776)口		－ 口	
金額				
発行	4,724,919 米ドル	533,916 千円	－ 米ドル	－ 千円
買戻し	(8,093,196)米ドル	(914,531)千円	－ 米ドル	－ 千円
サブ・ファンドの受益証券取引による純増加（減少）	(3,368,277)米ドル	(380,615)千円	－ 米ドル	－ 千円
	米ドル建 インドネシア・ルピア ヘッジクラス		米ドル建 米ドルクラス	
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
発行	6,300 口		60,219 口	
買戻し	(405)口		(212,678)口	
受益証券口数の純変動	5,895 口		(152,459)口	
金額				
発行	379,966 米ドル	42,936 千円	4,528,068 米ドル	511,672 千円
買戻し	(23,678)米ドル	(2,676)千円	(15,933,055)米ドル	(1,800,435)千円
サブ・ファンドの受益証券取引による純増加（減少）	356,288 米ドル	40,261 千円	(11,404,987)米ドル	(1,288,764)千円

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラストー外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務ハイライト

2017年11月30日までの6か月間（未監査）

1口当たり主要データ：

	豪ドル建 豪ドル ヘッジクラス		豪ドル建 ブラジル・リアル ヘッジクラス	
	米ドル	日本円	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	49.64	5,609	51.31	5,798
投資純損失 *	(0.30)	(34)	(0.30)	(34)
投資による実現および未実現純利益	2.31	261	2.37	268
投資運用による利益合計	2.01	227	2.07	234
受益者への分配	(2.69)	(304)	(2.57)	(290)
期末1口当たり純資産価格	48.96	5,532	50.81	5,742
トータル・リターン ⁽¹⁾	3.92 %		4.01 %	
期末純資産	21,855,680	2,469,691,840	5,289,667	597,732,371
平均純資産に対する費用比率	1.11 %		1.11 %	
平均純資産に対する投資損失比率	(1.11)%		(1.11)%	
	豪ドル建 中国元 ヘッジクラス		豪ドル建 インドネシア・ルピア ヘッジクラス	
	米ドル	日本円	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	117.81	13,313	61.53	6,953
投資純損失 *	(0.71)	(80)	(0.35)	(40)
投資による実現および未実現純利益	8.42	951	1.61	182
投資運用による損失合計	7.71	871	1.26	142
受益者への分配	(1.40)	(158)	(2.80)	(316)
期末1口当たり純資産価格	124.12	14,026	59.99	6,779
トータル・リターン ⁽¹⁾	6.57 %		2.06 %	
期末純資産	41,083	4,642,379	75,591	8,541,783
平均純資産に対する費用比率	1.13 %		1.11 %	
平均純資産に対する投資損失比率	(1.13)%		(1.11)%	

* 当期間の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

⁽¹⁾ トータル・リターンは分配金再投資の影響を仮定している。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラストー外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務ハイライト（続き）

2017年11月30日までの6か月間（未監査）

	米ドル建 ブラジル・レアル ヘッジクラス		米ドル建 中国元 ヘッジクラス	
	米ドル	日本円	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	46.55	5,260	121.06	13,680
投資純損失 *	(0.27)	(31)	(0.72)	(81)
投資による実現および未実現純利益	2.03	229	8.49	959
投資運用による損失合計	1.76	199	7.77	878
受益者への分配	(2.90)	(328)	(1.80)	(203)
期末1口当たり純資産価格	45.41	5,131	127.03	14,354
トータル・リターン ⁽¹⁾	3.75 %		6.45 %	
期末純資産	48,088,386	5,433,987,618	180,512	20,397,856
平均純資産に対する費用比率	1.11 %		1.11 %	
平均純資産に対する投資損失比率	(1.11)%		(1.11)%	
	米ドル建 インドネシア・ルピア ヘッジクラス		米ドル建 米ドルクラス	
	米ドル	日本円	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	60.52	6,839	75.78	8,563
投資純損失 *	(0.35)	(40)	(0.43)	(49)
投資による実現および未実現純利益	1.56	176	1.90	215
投資運用による損失合計	1.21	137	1.47	166
受益者への分配	(3.60)	(407)	(3.60)	(407)
期末1口当たり純資産価格	58.13	6,569	73.65	8,322
トータル・リターン ⁽¹⁾	2.01 %		1.97 %	
期末純資産	2,471,258	279,252,154	66,201,056	7,480,719,328
平均純資産に対する費用比率	1.11 %		1.11 %	
平均純資産に対する投資損失比率	(1.11)%		(1.11)%	

* 当期間の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

⁽¹⁾ トータル・リターンは分配金再投資の影響を仮定している。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト

－外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

財務書類に対する注記

2017年11月30日までの6か月間（未監査）

1. 組織

外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション（以下「サブ・ファンド」という。）は、コクサイ・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであり、ケイマン諸島（以下「ケイマン諸島」という。）のオープン・エンド型投資信託として2010年8月3日に設立された。ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（旧：ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ）（以下「管理会社」という。）の間に締結された2010年8月3日付信託証書に従って、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された。サブ・ファンドは、2010年9月28日に運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

受託会社は、管理会社の同意を得て、将来、サブ・ファンドに帰属するクラスを追加的に発行することができる。

サブ・ファンドの受益証券は、複数のクラスが発行されている。当初、管理会社は、豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、豪ドル建 中国元ヘッジクラス、豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス、米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、米ドル建 中国元ヘッジクラス、米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルクラスの8クラスの受益証券の募集を行った。

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は米ドルである（以下「機能通貨」または「米ドル」という。）。受託会社は運営通貨建のクラスを指定することができる。受益証券の募集および買戻しはクラスの運営通貨において行われ、クラスの受益証券1口当たり純資産価格は当該運営通貨により計算され値付けされる。豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、豪ドル建 中国元ヘッジクラスおよび豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスの運営通貨は豪ドル、米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、米ドル建 中国元ヘッジクラス、米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルクラスの運営通貨は米ドルである。運営通貨に換算した豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、豪ドル建 中国元ヘッジクラスおよび豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスの2017年11月30日現在の受益証券1口当たり純資産価格はそれぞれ64.73豪ドル、67.17豪ドル、164.09豪ドル、79.31豪ドルであった。

サブ・ファンドの投資目的は、コクサイ・トラストのサブ・ファンドであるUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのUSHYFノン・ヘッジ・クラス（以下「投資先ファンド」という。）への投資を通じて、主として米ドル建のハイ・イールド債に投資することにより、高いインカム収益と元本の成長を提供することである。ハイ・イールド債とは、格付機関によりBB+以下もしくはBa1以下の格付を付与されているか、または投資先ファンドの投資顧問会社がそれらと同等の信用格付状況にあるとみなす社債をいう。

サブ・ファンドは投資会社であるため、財務会計基準審議会（FASB）の会計基準編纂書「トピック946金融サービス—投資会社」における投資会社の会計および報告に関する指針に従う。

サブ・ファンドの投資顧問会社は、三菱UFJ国際投信株式会社（以下「投資顧問会社」という。）である。

2. 重要な会計方針

サブ・ファンドの財務書類は、2017年6月1日から2017年11月30日までの期間に関するものである。以下は、サブ・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則（以下「U. S. GAAP」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。U. S. GAAPに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

サブ・ファンドの純資産価額は、毎営業日および受託会社が決定するその他の日（それぞれ「会計日」という。）に計算される。サブ・ファンドの純資産価額（以下「純資産価額」という。）は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれに限定されないサブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。米ドル建で計算される米ドル建ブラジル・レアルヘッジクラス、米ドル建 中国元ヘッジクラス、米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルクラスを除き、豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、豪ドル建 中国元ヘッジクラスおよび豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスの各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は米ドル建で計算され豪ドルに換算される。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は通常各「営業日」（ニューヨーク、ロンドンおよび東京における国、州または地域の銀行が営業を行っている日、かつロンドン証券取引所（以下「LSE」という。）およびニューヨーク証券取引所（以下「NYSE」という。）が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日）において計算される。

公正価値測定—サブ・ファンドは、U. S. GAAPに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層を用いて投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル1測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル3測定）としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値の階層は以下のとおりである。

- ・レベル1—公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル2—公正価値測定には、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル3—公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観測可能」であるかの決定は、投資顧問会社による重大な判断が要求される。投資顧問会社は、観測可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、投資顧問会社が認識する当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

2017年11月30日現在、投資先ファンドおよびデリバティブに対する投資は、レベル2インプットに基づき評価された。サブ・ファンドは、投資信託およびデリバティブに対する投資を評価するために「マーケット・アプローチ」による評価技法を使用している。サブ・ファンドは、投資会社のための会計指針に従って1株当たり純資産価格で計算された投資先ファンドに対する投資の公正価値を見積もるにあたり、U. S. G A A Pに準拠した正式な解釈指針に従う。その結果、当該投資対象の1株当たり純資産価格が、公正価値を表象しているとサブ・ファンドが判断した場合には、サブ・ファンドは、投資先ファンドに対する投資の公正価値を当該投資対象の1株当たり純資産価格（またはこれに相当するもの。）で計上し、それ以上の調整は行わない（実務的簡便法）。投資会社のための会計指針は、サブ・ファンドが実務的簡便法を行うことについて、報告対象の測定日現在の投資会社のための会計指針に準拠して決定された投資対象の1株当たり純資産価格である場合に限り認めている。投資先ファンドに対する投資は、各営業日の最終純資産価額に基づく公正価値で評価される。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭（以下「O T C」という。）での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、先物契約、上場オプション契約および外国為替予約取引）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル1またはレベル2に分類される。

O T Cデリバティブ（外国為替予約取引を含む。）の評価は、それが入手可能かつ信頼性のあるものと考えられる場合、観測可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値）を用いて行なわれる。評価モデルが使用される場合、O T Cデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観測可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。外国為替予約取引のような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル2として分類される。

これらのO T Cデリバティブのうち、インプットが観測不能なものはレベル3に分類される。これらのO T Cデリバティブの評価に、レベル1および／またはレベル2のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値測定にとって重要と考えられる他の観測不能なインプットも含まれる。各測定日現在、投資顧問会社は、観測可能なインプットを反映するためレベル1およびレベル2のインプットを更新するが、その結果生じる損益は、観測不能なインプットの重要性に起因してレベル3に反映される。

以下の表は、資産負債計算書に計上される金融商品を2017年11月30日現在の評価ヒエラルキーに基づき表題およびレベルごとに示すものである。＊

投資対象*：	同一の投資対象 の活発な市場に おける未調整の 公表価格 (レベル1)	重要なその他の 観察可能なイン プット (レベル2)	重要な観察不能 なインプット (レベル3)	純資産価格にて 測定される投資	2017年11月30日 現在の公正価値
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
投資先ファンドへの投資					
コクサイ・トラストのサブ・ファン ドの1つであるUS・ハイ・イール ド・ボンド・ファンドのUSHYF ノン・ヘッジ・クラス	—	—	—	138,803,110	138,803,110
投資先ファンドへの投資合計	—	—	—	138,803,110	138,803,110
金融デリバティブ商品**					
負債					
外国為替予約取引	—	(1,109,910)	—	—	(1,109,910)

* 有価証券の分類に関する詳細については、投資有価証券明細表を参照のこと。

**外国為替予約取引のような金融デリバティブ商品は、商品の未実現評価益／（評価損）で評価されている。

2017年11月30日までの6か月間に、レベル1、レベル2およびレベル3の間で移動はなかった。サブ・ファンドは、期末時点における投資有価証券の各レベルへの移動および各レベルからの移動を計上する。

2017年11月30日時点において、レベル3に該当する有価証券はなかった。

(B) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、投資先ファンドへの投資の売買は約定日現在で計上される。損益は個別法に基づき報告される。投資先ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に計上される。投資先ファンドによる元本の払戻しに係る分配は投資原価の減額として計上される。受取利息は、分配日現在の各クラスに対しその持分割合に応じて割り当てられる。

(C) 費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(D) 分配方針

管理会社は、その裁量により、毎月24日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日とする。）に、すべてのクラスについて、純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインおよび分配可能な元本から分配を宣言することができる。分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われる。

2017年11月30日までの6か月間に宣言され支払われた分配は、以下のとおりである。

受益者に対する分配	金額（米ドル）
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	1,187,153

豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	288,410
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	226
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	3,583
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	3,086,618
米ドル建 中国元ヘッジクラス	2,558
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	146,754
米ドル建 米ドルクラス	3,569,927
合計	8,285,229

(E) 現金および外貨

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドルである。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、純実現および未実現損益に含まれている。

(F) 定期預金

サブ・ファンドは、投資顧問会社の判断に従い、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）を通じて、余剰現金残高を一または複数の適格預金機構の翌日払定期預金に預け入れる。これは、サブ・ファンドの投資有価証券明細表において、短期投資に分類されている。

(G) 外国為替予約取引

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する外国為替予約取引を締結する。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、サブ・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、サブ・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。サブ・ファンドはまた、日本円投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替予約取引を締結することが認められている。クラス固有の外国為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。

サブ・ファンドは、その投資対象をヘッジするため、または収益を向上することを目指して、デリバティブ商品を利用することができる。デリバティブは、その他のタイプの商品よりも、サブ・ファンドが、そのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させることを可能にする。

サブ・ファンドは、見積りヘッジを含むヘッジ目的で外国為替予約取引を利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドが、サブ・ファンドのその他の保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンド

の予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは消滅させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動とヘッジされていた当該保有財産の価額変動とがサブ・ファンドの期待したようには合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略がリスクを減少させるという保証、またヘッジ取引が利用できるまたは費用効率の良いものとなる保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、利用しないことを選択することもできる。リターンの向上を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

A S C 815-10-50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、サブ・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、当ファンドが開示することを要求している。

外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益（損失）または未実現利益（損失）の純変動として損益計算書に反映される。2017年11月30日までの6か月間、サブ・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

2017年11月30日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値
A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク＊ (米ドル)
デリバティブ負債	
外国為替予約取引に係る未実現（評価損）	\$ (1,109,910)
＊総額は資産負債計算書の未決済外国為替予約取引に係る未実現評価益／（評価損）に記載されている。	

2017年11月30日までの6か月間の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク (米ドル)	
運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益／（損失）		
外国為替予約取引に係る実現純利益	\$	3,249,546
運用によって認識されたデリバティブに係る 未実現評価益／（評価損）の変動		
外国為替予約取引に係る未実現（評価損）の純変動	\$	(1,614,285)

2017年11月30日までの6か月間における未決済の外国為替予約取引の月間平均名目元本は以下のとおりであった。

	(米ドル)	
サブ・ファンド・レベル*	\$	184,026
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	\$	22,714,600
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	\$	5,932,076
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	\$	19,323
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	\$	79,261
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	\$	50,228,765
米ドル建 中国元ヘッジクラス	\$	175,119
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	\$	2,431,781

*全てのクラスにおいて外国為替予約取引が存在した。

3. 投資先ファンド

本「3. 投資先ファンド」中の以下の情報は、投資先ファンドの2017年5月31日付の監査済み財務書類から抜粋されたもので、投資先ファンドの2017年11月30日現在の情報と一致している。

投資先ファンドの組織

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」という。）は、コクサイ・トラストの3つ目のサブ・ファンドであり、2009年9月2日に設立されたケイマン諸島のオープン・エンド型投資信託のもとで2010年7月23日付の追補証書（以下「追補証書」という。）によって設立された。コクサイ・トラストは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された信託会社であるインタートラスト・トラスティーズ（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）が行った信託宣言に従って設立された。

インタートラスト・トラスティーズ（ケイマン）リミテッドは、注記1に定義されるサブ・ファンドの受託会社（ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド）と区別するため、本注記3においてのみ投資先ファンドの受託会社という。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、三菱UFJ国際投信株式会社により設立された日本の複数の投資信託および三菱UFJ国際投信株式会社が投資顧問を務めるケイマン諸島の1つの投資信託（外貨建米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション）のために設立された。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）に基づきミューチュアル・ファンドとしての規制を受けており、ケイマン諸島政府より課税免除証書を取得している。コクサイ・トラストおよびUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの受益証券は、いずれも1933年米国証券法に基づく登録を行っておらず、かつ行う予定はなく、またコクサイ・トラストは、1940年米国投資会社法に基づく登録を行っておらず、かつ行う予定はない。

投資先ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（改訂済）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

現在、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドから投資者に対して、USHYF豪ドル・クラス、USHYFブラジル・レアル・クラス、USHYF中国元クラス、USHYFインドネシア・ルピア・クラス、USHYF日本円クラス、USHYFメキシコ・ペソ・クラス、USHYFノン・ヘッジ・クラス、USHYFリソース・カレンシー・クラス、USHYF新トルコ・リラ・クラスおよびUSHYF米ドル・クラスの10クラスの受益証券が募集されている。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは受益証券の販売による手数料その他の報酬を得ていない。

USHYFノン・ヘッジ・クラスを除き、各クラスは、日本円で申込みが行われる。USHYFノン・ヘッジ・クラスは、米ドルで申込みが行われる。USHYFノン・ヘッジ・クラスを除き、各クラスは、為替予約取引または直物為替先渡取引を用いてクラスの表示通貨を米ドルに対してヘッジする。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの機能通貨および報告通貨は米ドルである（以下「機能通貨」または「米ドル」という。）。投資先ファンドの受託会社は、運営通貨建のクラスを指定することができる。受益証券の募集および買戻しはクラスの運営通貨において行われ、クラスの受益証券1口当たり純資産価格は当該運営通貨により計算され値付けされる。米ドルで報告されるUSHYFノン・ヘッジ・クラスを除き、全てのクラスの運営通貨は日本円である。運営通貨に換算したUSHYF豪ドル・クラス、USHYFブラジル・レアル・クラス、USHYF中国元クラス、USHYFインドネシア・ルピア・クラス、USHYF日本円クラス、USHYFメキシコ・ペソ・クラス、USHYFリソース・カレンシー・クラス、USHYF新トルコ・リラ・クラス、USHYF米ドル・クラスの2017年5月31日時点の受益証券1口当たり純資産価格はそれぞれ0.8204円、0.5553円、0.9888円、0.7476円、0.8078円、0.6282円、0.6526円、0.5731円、1.1682円であった。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資顧問会社は、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（以下「投資顧問会社」という。）である。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資目的は、主として米ドル建のハイ・イールド債に投資することにより、高いインカム収益と元本の成長の提供を追求しつつ、米ドルの外国為替エクスポージャーを該当クラスにより表示される選択された通貨（日本円、豪ドル、ブラジル・レアル、インドネシア・ルピア、新トルコ・リラ、中国元およびメキシコ・ペソ）に変換することである。USHYFリソース・カレンシー・クラスは、一般に対米ドルでヘッジされた豪ドル、ブラジル・レアル、メキシコ・ペソおよび南アフリカランド建の外国為替予約ロング・ポジションを含む、リソース通貨バスケットを使用して対米ドルでヘッジされる。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは投資会社であるため、「財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）の会計基準編纂書トピック946金融サービス—投資会社」における投資会社の会計および報告に関する指針に従う。

投資先ファンドの重要な会計方針の要約

以下は、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則（以下「U. S. GAAP」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。U. S. GAAPに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）は、投資先ファンドの受託会社の最終的な許可の下、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのすべての資産評価を行う。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額は、各「営業日」（ニューヨーク証券取引所が取引を行っている日ならびにニューヨーク市および日本における銀行が営業を行っている日のうち、ロンドンの銀行もしくはロンドン株式市場（以下「LSE」という。）の休日を除いた日、または投資先ファンドの受託会社が決定するその他の日（以下、それぞれ「会計日」という。））に計算される。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれらに限定されない、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、純資産価額が米ドル建てで算出されるUSHYFノン・ヘッジ・クラスを除き、米ドル建てで計算され、日本円建てに換算される。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、通常、ロンドンの銀行またはLSEの休日を除く毎営業日に計算され、受益証券1口当たり純資産価格の数値は、小数第4位に調整される。

(B) 有価証券評価

純資産価額の計算の目的上、市場相場が容易に入手可能なポートフォリオ有価証券およびその他の資産は公正価値で表示される。公正価値は通常、当該有価証券の発行市場において直近に報告された売却価格、または売却が報告されていない場合、相場報告システム、定評のあるマーケット・メーカーまたは独立した価格決定サービスにより入手された相場に基づき決定される。

国内および海外の確定利付証券および非上場デリバティブは、通常、定評のあるマーケット・メーカーまたは価格決定サービスより入手された相場に基づき評価される。独立した価格決定サービスから入手した価格は、マーケット・メーカーにより提供された情報、または類似の特徴を有する投資または有価証券に関連する利回りデータから入手した市場価値の見積りを使用したものである。遅延引渡基準で購入された一定の確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価される。満期までの期日が60日以下の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で表示される。上場オプション、上場先物および上場先物オプションは、関連取引所により決定される決済価格で評価される。

機能通貨以外の通貨で当初評価された投資有価証券は、価格決定サービスから入手した為替レートをを用いて機能通貨に換算される。その結果、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの受益証券の純資産価額は、機能通貨に関連する通貨の評価額の変動に影響を受ける。米国外の市場で取引されている、または機能通貨以外の通貨建て有価証券の評価額は、ニューヨーク証券取引所（以下、「NYSE」という。）が休日で、投資者が受益証券を購入できない、買戻請求できないまたは取引できない日に純資産価額が変動することによって、重大な影響を受けることがある。

市場相場が容易に入手可能でない有価証券およびその他の資産は、投資先ファンドの受託会社により誠実に決定された公正価値で評価される。投資先ファンドの受託会社は、市場相場が容易に入手可能でない状況において有価証券およびその他の資産を評価する方法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に入手可能でない一定の有価証券または投資は、投資先ファンドの受託会社により設定された指針に従って、その他の有価証券または指数を参照して決定される。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与える事象が、該当市場が閉じた後に生じた場合を含め、直近または信頼性のある市場データ（例えば、取引情報、買呼値／売呼値の情報、ブローカー気配）が欠如した状況において、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。さらに、特別な状況に起因して、有価証券が取引されている取引所または市場が全日開かず、その他の市場価格も入手できない場合、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。投資先ファンドの受託会社は、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与え得る事象を監視し、また当該重大な事象を考慮して、該当有価証券または資産の評価額が再評価されるべきか否かを決定する責任を負っている。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが純資産価値を決定するために、公正価値を決定する場合、有価証券は、取引されている主たる市場からの相場に基づいて価格決定されるよりもむしろ、投資顧問会社または投資顧問会社の指示に基づき行為する者により、公正価値を正確に反映すると判断されるその他の方法で価格決定されることがある。公正価値の決定には、有価証券の評価額について、主観的な判断が要求されることがある。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの方針は、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価値の計算結果が、価格決定時点の有価証券の評価額を公正に反映していることを意図する一方で、投資先ファンドの受託会社またはその指示に基づき行為する者が決定する公正価値が、価格決定時に有価証券が売却（例えば、強制的にまたは業績悪化による売却。）された場合にUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが入手し得る価格を正確に反映しているかについて、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは保証できない。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドによって使用される価格は、当該有価証券が売却された場合の実現価格と異なることがあり、かかる差異が財務書類に対して重大な差異となり得る。

投資有価証券

活発な市場における取引相場価格に基づいて評価され、したがってレベル1に分類される投資有価証券には、短期金融証券、普通株式および定期預金が含まれる。当該金融商品は、ファンドが大きなポジションを保有しているために、ファンドがその証券を売却することによって公表価格に相当な影響を与える可能性があるような場合でも、公表価格を使用する。

活発とはみなされない市場で取引されるが、取引相場価格、ディーラー相場または観察可能なインプットによって支持される代替価格情報に基づいて評価される投資有価証券は、レベル2に分類される。これらの有価証券には、適格投資社債、ソブリン債およびデリバティブが含まれる。レベル2投資有価証券には、活発な市場で取引されていないおよび／または譲渡制限が課せられたポジションが含まれるため、評価額は、非流動性および／または非譲渡性を反映すべく調整されることがあり、この場合一般に入手可能なマーケット情報に基づいている。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、先物契約および上場オプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル1またはレベル2に分類される。

外国為替予約取引を含むOTCデリバティブは、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値）を用いて評価され

る。評価モデルが使用される場合、O T Cデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な先渡しのような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル2として分類される。

これらのO T Cデリバティブのうち、インプットが観察不能なものはレベル3に分類される。これらのO T Cデリバティブの評価に、レベル1および／またはレベル2のインプットが利用されることがある一方、これらの評価には公正価値測定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。

以下の表は、資産負債計算書に計上される金融商品を2017年5月31日現在の評価ヒエラルキーに基づき表題およびレベルごとに示すものである。＊

投資対象＊：	同一の投資対象の 活発な市場に おける未調整の 公表価格 (レベル1)	重要なその他の 観察可能な インプット (レベル2)	重要な観察不能な インプット (レベル3)	2017年5月31日 現在の公正価値
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
債務証券				
カナダ	—	22,255,080	—	22,255,080
フランス	—	3,131,358	—	3,131,358
ドイツ	—	745,513	—	745,513
アイルランド	—	3,906,281	—	3,906,281
ルクセンブルグ	—	16,944,109	—	16,944,109
多国籍	—	1,701,425	—	1,701,425
オランダ	—	6,707,256	—	6,707,256
英国	—	4,964,013	—	4,964,013
アメリカ合衆国	—	369,752,450	—	369,752,450
普通株式				
アメリカ合衆国	604,498	—	5,546,838	6,151,336
短期投資有価証券				
定期預金	37,912,910	—	—	37,912,910
投資対象合計	38,517,408	430,107,485	5,546,838	474,171,731
金融デリバティブ商品**				
資産				
外国為替予約取引	—	2,199,161	—	2,199,161
負債				
外国為替予約取引	—	(448,282)	—	(448,282)

＊ 有価証券の分類に関する詳細については、投資有価証券明細表を参照のこと。

＊＊外国為替予約取引のような金融デリバティブ商品は、商品の未実現評価益／（評価損）で評価されている。

サブ・ファンドの資産および／または負債の一部の帳簿価額は、財務諸表上では公正価値の近似値となっている。当該資産および／または負債は、2017年5月31日現在以下のとおり分類されている。

	同一の投資対象の 活発な市場に おける未調整の 公表価格 (レベル1)	重要なその他の 観察可能な インプット (レベル2)	重要な観察不能な インプット (レベル3)	2017年5月31日 現在の公正価値
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
資産				
取引相手方に対する預託金	—	2,270,000	—	2,270,000

以下の表は、公正価値の決定に重要な観察不能なインプットが使用された、レベル3投資有価証券の調整表である。

有価証券に 対する投資	2016年5月31日 現在の収支	実現利益 (損失)	未実現評価益／ (評価損)の変更	購入	売却	レベル3への 移動	2017年5月31日 現在の収支
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
社債	5,128,548	411,468	—	185,441	(5,725,457)	—	—
普通株式	4,964,949	—	581,889	—	—	—	5,546,838
投資有価証券 合計	10,093,497	411,468	581,889	185,441	(5,725,457)	—	5,546,838

以下の表は、2017年5月31日現在のレベル3投資有価証券の公正価値を決定する際に投資顧問会社が使用する評価手法および観察不能なインプットの要旨を示すものである。

資産の種類	2017年5月31日 現在の公正価値	評価手法	観察不能な インプット	範囲	平均	インプットの上昇が 評価に与える影響
	米ドル					
普通株式	5,546,838	企業価値（E V）	割引率	25%	—	低下
			E V倍率	8.35 — 9.96	6.73	上昇
合計	5,546,838					

2017年5月31日に終了した年度中に、レベル1、レベル2およびレベル3の間で移動はなかった。U S・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、期末時点における投資有価証券の各レベルへの移動および各レベルからの移動を計上する。

(C) 有価証券取引および投資収益

財務報告の目的上、有価証券取引は約定日現在において計上される。発行日取引基準または遅延引渡基準で売買される有価証券は、取引日から1ヶ月後またはそれより後に決済される場合がある。有価証券の売却による実現損益は個別法に基づき計上される。有価証券のプレミアムおよびディスカウントは、実効利回り基準に基づき償却／増価される。ディスカウントの増価およびプレミアムの償却を調整された受取利息は、発生主義で計上される。回収が期待されない有価証券に係るクーポン収入は、認識されない。プレミアムの償却およびディスカウントの増価は最終利回りベースで計上される。ローン関連その他の資産担保証券（もしあれば）の返済損益は、損益計算書において金利収入を構成するものとして計上される。

(D) 分配方針

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、分配宣言および分配金の再投資（現金または現物による）手続をクラス毎に行う。分配は、月次ベースで行う予定であり、その金額は、（i）実現純キャピタル・ゲイン（ヘッジ・ポジションを含む。）、未実現純キャピタル・ゲインおよび純利益から拠出された正（プラス）の総額、ならびに、（ii）各クラスの純資産総額にポートフォリオの利回りを乗じて計算される、有価証券ポートフォリオの利回りに基づく見積りの理論上の収益からファンド費用および通貨ヘッジ・プレミアム（費用）を控除した金額のいずれか大きい金額として計算することが検討されている。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、管理事務代行会社によって上記により決定された大きい方の金額を月次ベースで、各クラスの受益者に対して分配を宣言し、また分配金を再投資する。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、前月の最終営業日または受託会社が単独の裁量によって決定するその他の日（以下「基準日」という。）に当月の分配を宣言し、また、通常、当月の10暦日目の日より前（当該日が営業日でない場合またはロンドンの銀行またはロンドン証券取引所が休日の場合には、翌営業日）か、または受託会社がその単独の裁量によって決定するその他の日（以下「配当日」という。）において当該分配を行う。

各クラスの既存の受益者は、分配の再投資を選択したため、該当する配当日に受益証券が発行される。

2017年度5月31日に終了した年度に宣言され再投資された分配は、以下のとおりである。

受益者に対する分配	金額 (米ドル)
USHYF豪ドル・クラス	\$ 3,653,542
USHYFブラジル・リアル・クラス	\$ 14,348,749
USHYF中国元クラス	\$ 46,326
USHYFインドネシア・ルピア・クラス	\$ 288,662
USHYF日本円クラス	\$ 1,876,229
USHYFメキシコ・ペソ・クラス	\$ 2,075,959
USHYFノン・ヘッジ・クラス	\$ 12,127,227
USHYFリソーシズ・カレンシー・クラス	\$ 724,553
USHYF新トルコ・リラ・クラス	\$ 10,104,306
USHYF米ドル・クラス	\$ 4,105,256
合計	\$ 49,350,809

(E) 現金および外貨

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドルである。保有する米ドル以外の通貨建有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、純実現および未実現損益に含まれている。

(F) 定期預金

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、投資顧問会社の判断に従い、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）を通じて、余剰現金残高をひとつまたは複数の適格預金機関の翌日払定期預金に預け入れる。これは、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資有価証券明細表において、短期投資に分類されている。

(G) 外国為替予約取引

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドはUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画設定された有価証券売買に関連する外国為替予約取引を締結することができる。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドはまた、投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替予約取引を締結することが認められている。クラス固有の外国為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。2017年5月31日現在において未決済の外国為替予約取引は、投資有価証券明細表に記載されている。

(H) デリバティブ商品

ASC815-10-50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、当ファンドが開示することを要求している。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、デリバティブ商品をASC815に基づくヘッジ商品に指定しない。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、先物および外国為替予約取引を含む様々なデリバティブ商品（各商品の主たるリスク・エクスポージャーを金利リスク、信用リスクまたは為替リスクとする。）を主に売買目的で、取引することができる。外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益（損失）または未実現利益（損失）の純変動として損益計算書に反映される。当期において、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

2017年5月31日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク＊ (米ドル)
デリバティブ資産	

外国為替予約取引に係る未実現評価益	\$ 2,199,161
-------------------	--------------

デリバティブ負債

外国為替予約取引に係る未実現評価損	\$ (448,282)
-------------------	--------------

＊総額は資産負債計算書の未決済外国為替予約取引に係る未実現評価益／（評価損）に記載されている。

2017年5月31日に終了した年度の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替＊ (米ドル)
運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益／（損失）	

外国為替予約取引に係る実現純利益	\$ 10,258,282
------------------	---------------

**運用によって認識されたデリバティブに係る
未実現評価益／（評価損）の変動**

外国為替予約取引に係る未実現評価益の純変動	\$ 2,848,875
-----------------------	--------------

2017年5月31日に終了した年度における未決済外国為替予約取引の月間平均名目元本は以下のとおりであった。

	(米ドル)
サブ・ファンド・レベル*	\$ 2,852,891
USHYF豪ドル・クラス	\$ 42,375,599
USHYFブラジル・リアル・クラス	\$ 79,334,519
USHYF中国元クラス	\$ 401,732
USHYFインドネシア・ルピア・クラス	\$ 2,317,096
USHYF日本円クラス	\$ 27,938,355
USHYFメキシコ・ペソ・クラス	\$ 17,739,513
USHYFリソーシズ・カレンシー・クラス	\$ 5,233,446
USHYF新トルコ・リラ・クラス	\$ 61,205,039

*全てのクラスにおいて外国為替予約取引が存在した。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、取引相手方との間で随時締結されるOTCデリバティブおよび外国為替取引について規定する、国際スワップ・デリバティブ協会基本契約、国際外国為替標準契約、または外国為替およびオプション標準契約等の基本相殺契約の契約当事者である。基本相殺契約には、とりわけ当事者の一般義務、表明、合意、担保要件、不履行事由および早期解除に関する規定が定められることがある。

担保要件は、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの各取引相手方に対するネット・ポジションに基づき決定される。担保は、現金または米国政府もしくは関連機関の発行する債券またはUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドと該当取引相手方との間で合意されたその他の証券のいずれかの形態とすることができる。特定の取引相手方については、基本相殺契約の規定に基づき、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに対して差し入れられた担保（もしあれば）はUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの保管会社によって別勘定にて管理されており、そのうち売却または転質が可能なものについては投資有価証券明細表に記載されている。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの設定した担保（もしあれば）については、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの保管会社によって分別され、投資有価証券明細表において特定されている。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産が減少し一定の基準値を一定期間にわたり下回った場合、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに対して適用可能な解除事由が生じる。また取引相手方の信用格付が一定の水準を下回った場合も、取引相手方に対して適用可能な解除事由が生じる。いずれの場合も、当該事由が生じた場合、他方当事者は早期解除を選択することができ、かかる解除当事者の合理的な決定に従い、早期解除に伴い発生した損失および費用の支払を含め、未決済のデリバティブおよび外国為替予約取引をすべて清算することができる。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの1つ以上の取引相手方が早期解除を選択する判断をした場合、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの将来のデリバティブ活動に影響が及ぶ可能性がある。

(I) 受益証券

2017年5月31日現在、発行済受益証券はすべて、三菱UFJ国際投信株式会社によって設立された2名の受益者により保有されている。当該2受益者は、純資産における持分をすべて保有している。

受益証券は、クラス別に発行され、U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの利益および分配において適用可能な範囲で、以下に詳述されるとおり、純資産価額の割合で按分され、また償還時には、資産について純資産価額割合で按分される。受益証券は、無額面であり、発行時に全額が払い込まれなければならない。優先権や新受益証券引受権を有しない。管理事務代行会社は、1口でまたは端数口で受益証券を発行することができる。

投資先ファンドの受託会社は、受益者が保有するすべてまたは一部の受益証券を買い戻すことができる。これは、受益者に開示された交換または転換方針を実行するためであり、その方法は、あるクラスの受益証券（以下「旧受益証券」という。）を他のクラスの受益証券（以下「新受益証券」という。）に交換するにあたり、受益者のために旧受益証券を買い戻した直後に当該買戻代金で新受益証券を再申込みすることによって行われる。

U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドにおける当初募集後の受益証券は、購入時における該当クラスの純資産価額で購入される。各クラスの各受益証券は、該当する受益証券クラスに適切に配分されたファンド資産に参加する権利を有している。投資先ファンドの受託会社によって、端数の受益証券が発行されることがある。受益証券はすべて、投資先ファンドの受託会社の裁量で発行される。

米ドル建で支払われるU S H Y F ノン・ヘッジ・クラスを除き、全てのクラスにつき発行金額は日本円建で支払われる。米ドルで決定されるU S H Y F ノン・ヘッジ・クラスを除き、全てのクラスにつき純資産価額は日本円建で決定される。U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの機能通貨は米ドルとする。

投資先ファンドの受託会社は、既存の受益者の同意を得ることなく、コクサイ・トラストの新規シリーズおよび／またはU S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの新規クラスを異なる申込通貨または機能通貨で設定することができる。

受益証券の申込み

U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行の休日ならびに投資先ファンドの受託会社がその裁量により決定するその他の日時を除く毎営業日に、受益証券の申込みを受諾する（以下、それぞれの日を「申込日」という。）。投資先ファンドの受託会社またはその委託者は、単独の裁量により、受益証券の申込みを受諾または拒否することができる。投資先ファンドの受託会社またはその委託者は、単独の裁量により最低当初発行金額を放棄することができる。追加受益証券は、申込日における当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格で発行される。

買戻し

受益者は、L S E またはロンドンの銀行の休日を除く毎営業日ならびに投資先ファンドの受託会社がその裁量により決定するその他の日時（以下、それぞれの日を「買戻日」という。）に、U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに対して、保有する受益証券のすべてまたは一部について買戻しを請求することができる。受益者は、管理事務代行会社に対して、買戻日のN Y S E の終了時前または投資先ファンドの受託会社が適切とみなす時刻までに買戻日現在の受益証券買戻請求を提示しなければならない。当該時刻を過ぎて受領された申込みは、翌営業日に受領したものとみなされる。

買戻請求は、買戻日、および買戻しを行う受益者の受益証券の割合、受益者の受益証券の具体的な口数または買戻しを行う受益証券の日本円もしくは米ドルでの金額のいずれかを特定しなければならない。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが、当該買戻し日またはそれより前に清算を開始した場合、いかなる買戻請求も有効とはならない。買戻価格は、買戻日における当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格である。

投資先ファンドの受託会社は、その単独の裁量またはその委任された権限により、受益者による買戻しの条件を放棄または修正することができる。

(J) ハイ・イールド債

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、主にハイ・イールド債に投資する。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、レバレッジをかけられ、かつキャッシュ・フローにその他の負担が課せられている、すなわち高い金融リスクを伴う米国政府および企業に投資を行うことができる。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドはまた、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他投資需要を失った投資対象にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされることがあり、当該債務は、金利変動、経済情勢または特定のソブリン発行体もしくは業種に影響を与える経済的要因の変化、または法域および／もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

(K) ソブリン債

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、新興国が発行または保証したソブリン債に対して投資することができる。ソブリン債に対する投資は、高度のリスクを伴う。ソブリン債の返済を管理する政府機関は、かかる債務の要項に従って期限が到来した際に、元本および／または利息を返済することができないか、またはその意思がないことがある。期限の到来している元本および利息を適時に返済する政府機関の意思または能力は、特に、キャッシュ・フローの状況、外貨準備の程度、支払期限が到来している日付に十分な外国為替が利用できるかどうか、経済全体に対する債務返済負担の相対的な規模、国際通貨基金に対する政府機関の方針、および政府機関が服することになる政治的な制約といった要因により影響を受けることがある。政府機関はまた、自己の債務の元本および利息の滞納額を削減する、米国以外の政府、多国間機関およびその他の国際組織からの期待される支出に依存していることもある。このような支出を行う当該政府、政府機関およびその他における約定は、経済改革および／または経済活動、ならびにかかる債務者の債務の適時の返済の実施が条件となっていることがある。こうした改革の実施、このような水準の経済活動の達成、または期限が到来した際に、元本および利息の返済ができないことにより、政府機関に資金を貸し付けるといった当該第三者の約定が解除されることになる場合があり、それにより、債務を適時に返済するというかかる債務者の能力または意思がさらに損なわれることがある。結果として、政府機関が自己のソブリン債を履行しない場合がある。ソブリン債の保有者は、かかる債務の繰延べに参加すること、および政府機関に対して追加貸付けを行うことを要請される場合がある。政府機関による不履行が発生した場合、かかる債務の回収のための効果的な法的救済手段は、ほとんどないかまったくないことがある。

(L) 手数料および費用

投資先ファンドは、各種費用（会計および管理事務代行報酬、投資顧問報酬、受託会社の報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬ならびに投資先ファンドの運用に伴うその他の費用を含むがこれに限定されない。）を自ら負担している。当該費用は、投資先ファンドへの投資の純資産価額を通じて、サブ・ファンドにより間接的に支払われている。

4. 受益証券

2017年11月30日現在、発行済受益証券はすべて、サブ・ファンドの純資産に対する持分の100%を表象する、単一の関連受益者名義で保有されており、当該受益証券保有者の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える。

(A) 発行

当初払込日（当該日を含む。）以後、サブ・ファンドの受益証券は、各営業日において、関連する申込注文が受諾された当該営業日の関連するクラス受益証券の1口当たり純資産価格で発行される。

特定の営業日に取り扱われるためには、管理会社が別段の合意をしない限り、取得申込書類が、当該営業日の指定時刻（ルクセンブルグ時間13時）までに管理事務代行会社に受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、適用される営業日（当該営業日を含む。）から4営業日目にブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）により受領されなければならない。

受益証券に関して券面は発行されないが、（明示的に要求された場合）受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

受益者は、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング規則（随時改訂される。）、テロリズム法（随時改訂される。）および犯罪収益法（随時改訂される。）ならびに管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止法の要求に従い、マネー・ロンダリング防止手続の遵守を要求される。

(B) 買戻し

当初払込日（当該日を含む。）以後、受益者は、いずれかの営業日に自己の受益証券の全部または一部につき買戻し請求を行うことができる。受益証券の買戻しの申込みが営業日に処理されるためには、当該申込みは、営業日の指定時刻前に管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻後に受領された申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の買戻し請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。買戻し請求は、管理会社が別途同意しないかぎり、受益者により取り消すことができない。

受益証券の買戻し価格は、買戻し請求が受諾された営業日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金された買戻し代金から第三者手数料または源泉徴収税を控除することができる。買戻しは1口単位で行われなければならない。

買戻し代金の支払は通常、適用される営業日（同日を含む）から4営業日目に行われるかまたは関係する市場において銀行が決済を行っていない場合においては該当する営業日後可能な限り速やかに行われる。

5. リスク要因

受益証券は相当な損失リスクを伴う投機的かつ非流動的な有価証券であり、サブ・ファンドへの投資が全ての投資計画を示すものではなく、サブ・ファンドへの投資に係るリスクを完全に理解し、これを引き受ける能力を有する精通した者のみがかかる投資を行うにふさわしい。サブ・ファンドの債務証券への集中は一定のポートフォリオにとって適切でない場合がある。以下のリスクの概要におけるサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資およびポートフォリオに関する言及は、サブ・ファンドおよび投資先ファ

ンドの投資およびポートフォリオに関わる両方のリスクについての言及である。以下の考察は、サブ・ファンドへの投資に係る全てのリスクを完全に列挙することを意図したものではなく、サブ・ファンドへの投資の前に慎重に検討されるべきものである。

(A) 市場リスク

市場リスクとは、サブ・ファンドが投資を行なっている1または複数の市場価値が下落するリスクをいい、急激かつ予測不能な市場の下落の可能性も含まれる。選択リスクとは、サブ・ファンドの経営陣の選択した有価証券が市場平均、関連指標または他のファンドが選択した同様の投資目標および投資戦略を有する有価証券を下回るリスクをいう。

(B) 為替リスク

受益証券1口当たり純資産価格の算定は、日本円以外の通貨建てにより行われるため、日本円により投資される場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨受取金額が円貨投資額を下回る場合がある。

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス

主要投資対象とする外国の投資信託証券は、米ドル建資産へ投資し、当クラスにおいて原則として対豪ドルで為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかるが、完全に為替リスクを排除することはできない。また、豪ドル金利が米ドル金利より低い場合、豪ドルと米ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意されたい。

各通貨クラス（米ドル建 米ドルクラスおよび豪ドル建 豪ドルヘッジクラスを除く。）

主要投資対象とする外国の投資信託証券は、米ドル建資産へ投資し、各通貨クラスにおいて原則として各通貨クラスのヘッジ対象通貨に対して為替ヘッジを行う。そのため、各通貨クラスのヘッジ対象通貨が各通貨クラスの受益証券1口当たり純資産価格の表示通貨に対して強くなれば受益証券1口当たり純資産価格の上昇要因となり、弱くなれば受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となる。また、各通貨クラスのヘッジ対象通貨の金利が米ドル金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意されたい。

なお、一部の通貨については、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（以下「NDF」という。）を利用することにより為替ヘッジを行う場合がある。

NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合がある。この結果、受益証券1口当たり純資産価格の値動きは、実際の当該ヘッジ対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合がある。

(C) 金利変動リスク

実質的に投資している債券の発行国・地域の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、受益証券1口当たり純資産価格の変動要因となる。金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション（注）が長いほど大きくなる。また、ハイ・イールド債は、景気などの投資環境の変化、発行企業の業績等の影響を受けることにより、債券価格は大きく変動し、受益証券1口当たり純資産価格の変動要因となる。

（注）デュレーションとは、「金利変動に対する債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標である。値が大きいほど、投資元本の回収までに時間がかかり、その期間中の金利変動に対する債券価格の変動（感応度）が大きくなる。

(D) 信用リスク

信用リスクとは、証券の発行体が、支払期限が到来した際に、元利金の支払ができないというリスクである。発行体の信用格付または発行体の信用度についての市場の認識の変化も、サブ・ファンドの当該発行体に対する投資の価額に影響することがある。信用リスクの程度は、発行体の財務状態および債務の要項の双方による。サブ・ファンドが間接的に投資する可能性のある、格付が低いか、または格付がない確定利付証券に対する投資は、格付が高い証券に対する投資よりも一般的に大きな利益および収益の機会を提供するが、通常、（かかる証券発行体のデフォルトまたは破産の可能性を含む）より大きなリスクを伴う。

実質的に投資している債券の発行体の債務返済能力等の変化等による格付（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、受益証券1口当たり純資産価格も大きく変動する場合がある。また、実質的に投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、受益証券1口当たり純資産価格は下落し、損失を被ることがある。一般的に、ハイ・イールド債のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられる。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性がある。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがある。

(E) 流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象を購入または売却することが難しい場合に存在する。流動性の低い証券に対するサブ・ファンドの投資は、非流動的な証券を有利な時期または価格において売却することができないという可能性があるため、サブ・ファンドのリターンを減少させることがある。サブ・ファンドの主な投資戦略が、開発途上国の証券、デリバティブ、または重大な市場リスクおよび／または信用リスクを伴う証券に関わる場合、サブ・ファンドは、極めて大きな流動性リスクにさらされることになる。

(F) カウンター・パーティーおよびブローカーのリスク

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受任者が取引または投資する金融機関およびカウンター・パーティー（銀行および証券会社を含む。）が、財務上の困難およびサブ・ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、サブ・ファンドは、一定の取引を確保するためにカウンター・パーティーに対して担保を差し入れることがある。

サブ・ファンドは、各カウンター・パーティーとの間で基本相殺契約を締結することにより、カウンター・パーティーの信用リスクにさらされる可能性を減らす努力をしている。基本相殺契約により、サブ・ファンドは、カウンター・パーティーの信用力が一定水準を下回った場合に当該基本相殺契約の下で行なわれている全ての取引を終了する権利を与えられる。基本相殺契約は各当事者に対し、相手方当事者が債務不履行に陥りまたは契約が解除された場合に、当該基本相殺契約の下で行なわれている全ての取引の精算を行ない、各取引における未払額を一方当事者から他方当事者に対する1つの債務に相殺する権利を与える。一般にサブ・ファンドがOTCデリバティブに関連してカウンター・パーティーの信用リスクにより被る損失リスクの最大値は、カウンター・パーティーがサブ・ファンドに対し差し出した担保を超える、未実現評価益およびカウンター・パーティーの未払債務の合計額である。サブ・ファンドは、カウンター・パーティーのためにOTCデリバティブにつき、未決済デリバティブ契約における各カウンター・パーティーの未実現評価益の金額以上の担保を最低移転規定に従い提供することを求められる場合があり、当該担保（もしあれば）は、投資有価証券明細表において特定される。

(G) 保管リスク

サブ・ファンドは、自己の投資先証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管者として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにそれらの保管者が保有する資金または証券の全部または一部をサブ・ファンドが失う可能性がある。

(H) 決済リスク

一定の外国市場における決済および清算手続は、米国、EUおよび日本のものとはかなり異なる。外国の決済および清算手続ならびに取引規則についても、証券の支払または引渡しの遅滞等、米国の投資対象の決済には通常伴わない一定のリスクを伴うことがある。時には、一定の外国での決済が、証券取引の件数と足並みをそろえていない場合もある。これらの問題は、サブ・ファンドが取引を行うことを困難にする可能性がある。サブ・ファンドが証券購入について決済できずまたは決済を遅滞する場合、魅力的な投資機会を逃すことがあり、またある期間について資産の一部が未投資のままとなり、それについて得られたはずのリターンがなくなる可能性がある。サブ・ファンドが証券の売却の決済をすることができずもしくは決済を遅滞する場合、証券の価額がその時点で下落している場合には損失を負うことがあり、また別の当事者に証券を売却することを契約していた場合には生じた損失についてサブ・ファンドが責任を負う可能性がある。

(I) 通貨リスク

サブ・ファンドが投資をする有価証券その他の金融商品は、米ドル建てであるかまたは米ドルにより付けられていなければならない。そのため、外国為替レートの変動は、サブ・ファンドのポートフォリオの価値に影響を与える可能性がある。一般に「通貨リスク」として知られるかかるリスクは、サブ・ファンドの機能通貨が強い場合には投資家へのリターンが減少する一方、弱い場合にはかかる利回りが増加する可能性があることを意味する。

(J) デリバティブ

サブ・ファンドは、その投資対象をヘッジするため、または収益を向上することを目指して、デリバティブ商品を利用することがある。デリバティブによって、自己のリスク・エクスポージャーを他の種類の商品よりも迅速かつ効率的に増減させることができる。デリバティブは、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴う。

- ・信用リスクーデリバティブ取引におけるカウンター・パーティー（取引の相手方当事者）が、サブ・ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。
- ・レバレッジリスクー比較的小さい市場の動向が投資対象の価額を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により当初投資した金額を大きく超える損失を生じる可能性がある。
- ・流動性リスクー一定の証券について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在その価値があると判断する価格にて、売却することが困難または不可能となる可能性があるというリスク。

サブ・ファンドは、見積りヘッジを含む経済的ヘッジ目的でデリバティブを利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドが、サブ・ファンドのその他の保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは消滅させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動とヘッジされていた当該保有財産の価額変動とがサブ・ファンドの期待したようには合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略がリスクを減少させるという保証、またはヘッジ取引が利用できるまたは費用効率の良いものとなる保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、利用しないことを選択することもできる。サブ・ファンドは、リターンの向上を目指してデリバティブを利用することができるため、サブ・ファンドがヘッジ目的のためだけにデリバティブを利用する場合に比べて、その投資対象により、より大きな前記のリスクをサブ・ファンドは負担することとなる。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

(K) ハイ・イールド債

サブ・ファンドは、主にハイ・イールド債に間接的に投資する。サブ・ファンドは、レバレッジをかけられ、かつキャッシュ・フローにその他の負担が課せられている、すなわち高い金融リスクを伴う米国政府および企業に投資を行うことができる。サブ・ファンドはまた、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他投資需要を失った投資対象にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされることがあり、当該債務は、金利変動、経済情勢または特定のソブリン発行体もしくは業界に影響を与える経済的要因の変化、または法域および／もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

(L) ソブリン債務および企業債務

サブ・ファンドは、主にソブリン債発行体および企業債務に間接的に投資する。サブ・ファンドは、レバレッジをかけられ、かつキャッシュ・フローにその他の負担が課せられている、すなわち高い金融リスクを伴うソブリン債発行体および企業に投資を行うことができる。サブ・ファンドは、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他投資需要を失ったソブリン債発行体および企業債務にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされることがあり、当該債務は、金利変動、経済情勢または特定のソブリン債発行体もしくは業界に影響を与える経済的要因の変化、または法域および／もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

6. 保証および補償

サブ・ファンドの設立契約書類に基づき、一定の関係者（受託会社および投資顧問会社を含む。）は、サブ・ファンドに対する業務の遂行により生じることがある一定の債務に対して補償されている。さらに、通常の商取引において、サブ・ファンドは、様々な補償条項を含む契約を締結している。当該契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは、未だ発生していない事象に関し、サブ・ファンドに対して行われることがある、将来的な請求が含まれるため、未知である。ただし、現時点において、サブ・ファンドが当該契約に基づく請求を受けたまたは損失を被ったケースはない。

7. 所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得および評価益に対して課される税金はなく、また遺産税および相続税の性質を有するいかなる税金も当トラストを構成する不動産、および当トラストの下で生じる収益、ならびに当該不動産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、および受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法（改訂済）におけるセーフ・ハーバーに適格となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティー取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益のどれもサブ・ファンドが行う米国の取引および事業に有効に関連していない場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会の会計基準編纂書740）は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に「認定される可能性の方が高い（more likely than not）」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高いかどうかの閾値を超過した税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットまで減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関して、利権または賦課金はない。

2017年11月30日現在、アメリカ合衆国以外の主要な税務管轄の調査対象となる課税年度は税務管轄によって異なり、消滅時効に基づき、2010年（運用開始日）から現在の会計年度までの期間のいずれかである。アメリカ合衆国連邦税務管轄の調査対象となる課税年度は、2010年（運用開始日）から2017年11月30日までである。

8. 報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額に基づいて、毎日発生し、毎月支払われる報酬を受領する。管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、最低報酬を年間45,000米ドルとして、毎年、5億米ドルまでの部分について年率0.05%、5億米ドル超10億米ドルまでの部分について年率0.04%、10億米ドル超の部分について年率0.03%を報酬として受領する権利を有する。2017年11月30日までの6か月間に管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が稼得した報酬および2017年11月30日現在における管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(B) 保管報酬

受託会社は保管会社との間で保管契約を締結しており、当該契約に基づき、保管会社は純資産の0.01から0.04%の範囲の保管報酬を受領する。保管会社は、年間5,000米ドル最低報酬を受領する。加えて、保管会社は、専門手続に対する取引報酬を各取引につき10米ドルから50米ドルの範囲で受領する。2017年11月30日までの6か月間に保管会社が稼得した報酬および2017年11月30日現在における保管会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(C) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。2017年11月30日までの6か月間に受託会社が稼得した報酬および2017年11月30日現在における受託会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(D) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、管理会社に対し投資に関する助言およびサービスを提供し、サブ・ファンドの純資産価額の0.38%を年間報酬として受領する。かかる報酬は、毎日発生し四半期毎に支払われる。2017年11月30日までの6か月間に投資顧問会社が稼得した報酬および2017年11月30日現在における投資顧問会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(E) 代行協会員報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、日本証券業協会の規則および要件を確実に遵守して、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2017年11月30日までの6か月間に代行協会員が稼得した報酬および2017年11月30日現在における代行協会員への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(F) 販売報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）は、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.50%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2017年11月30日までの6か月間に日本における販売会社が稼得した報酬および2017年11月30日現在における日本における販売会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(G) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドに対し投資運用およびサービスを提供し、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。当該報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2017年11月30日までの6か月間に管理会社が稼得した報酬および2017年11月30日現在における管理会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(H) その他の費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換事務代行報酬によってカバーされない、運用に関連するその他の費用を負担することがあり、当該費用には、政府手数料、ブローカー手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、金利を含む借入費用、訴訟および補償費用を含む特別費用、設立費用ならびに監査報酬を含むが、これらに限定されない。

9. 関連当事者との取引

サブ・ファンドは、受託会社の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で外国為替予約取引を締結することができる。2017年11月30日現在、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間に未決済の外国為替予約取引はない。2017年11月30日までの6か月間において、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの外国為替予約取引の実現純損失は215米ドルとなり、これは外国為替予約取引の実現利益または損失の一部として損益計算書に開示されている。

10. 最近発表された会計基準

2016年1月5日、FASBは、ASU2016-01「金融商品—全般（サブ・トピック825-10）：金融資産および金融負債の認識および測定」を公表した。当該更新は、金融商品の利用者に対し、判断を行う上でより有益な情報を提供するために金融商品の報告モデルを強化することを意図したものであり、金融商品の認識、測定、表示および開示の特定の側面につき取り組むものである。ASUはさらに金融資産の貸倒損失への対応にも取り組むものとなる。ASU2016-01は、2017年12月15日より後に開始する会計年度（かかる会計年度中の中間期間を含む。）に対し効力を生ずる。早期適用も認められる。

現時点においては、当該変更は財務諸表に影響を及ぼさないものと予想される。

11. 後発事象

受託会社は、財務書類の公表可能日である2018年1月26日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2017年12月1日から2018年1月26日までの発行金額は、189,631米ドルであり、買戻金額は、6,463,107米ドルであった。同期間の配当金額は、2,299,814米ドルであった。サブ・ファンドに関して報告されるその他の後発事象はない。

（２）投資有価証券明細表等

コクサイ・ケイマン・トラストー外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

投資有価証券明細表

2017年11月30日現在（未監査）

投資先ファンドへの投資－96.3%	受益証券口数	純資産比率（％）	評価額（米ドル）
コクサイ・トラストのサブ・ファンドの1つであるUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのUSHYFノン・ヘッジ・クラス	15,576,603,091	96.3%	138,803,110
投資先ファンドへの投資合計（個別原価 \$136,012,326）		96.3	138,803,110
負債を上回る現金およびその他の資産		3.7	5,400,123
純資産		100.0%	144,203,233

2017年11月30日現在、サブ・ファンドは、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産の29.25%を所有している。サブ・ファンドの投資先ファンドにおける個別銘柄の公正価値の持分割合のうち、サブ・ファンドの純資産の5%を超過しているものは以下のとおりである。

短期投資有価証券

内容	元本額	公正価値 (米ドル)	公正価値に対するサブファンドの持分割合 (米ドル)
JPMorgan Chase & Co.	USD 25,628,503	25,628,503	7,497,494

2017年11月30日現在の豪ドル建 豪ドルヘッジクラスの未決済外国為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 (米ドル)	未実現 評価（損） (米ドル)	未実現純評価 益／（評価損） (米ドル)
AUD	シティバンクN. A.	28,649,896	01/03/2018	USD	21,810,699	—	(143,523)	(143,523)

2017年11月30日現在の豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラスの未決済外国為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 (米ドル)	未実現 評価（損） (米ドル)	未実現純評価 益／（評価損） (米ドル)
BRL	シティバンクN. A.	17,283,282	01/03/2018	USD	5,357,165	—	(95,248)	(95,248)

2017年11月30日現在の豪ドル建 中国元ヘッジクラスの未決済外国為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 (米ドル)	未実現 評価（損） (米ドル)	未実現純評価 益／（評価損） (米ドル)
CNY	シティバンクN. A.	270,279	01/03/2018	USD	40,839	—	(25)	(25)

2017年11月30日現在の豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスの未決済外国為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 (米ドル)	未実現 評価（損） (米ドル)	未実現純評価 益／（評価損） (米ドル)
IDR	シティバンクN. A.	1,019,940,272	01/03/2018	USD	75,352	—	(152)	(152)

2017年11月30日現在の米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラスの未決済外国為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 (米ドル)	未実現 評価（損） (米ドル)	未実現純評価 益／（評価損） (米ドル)
BRL	シティバンクN. A.	157,120,306	01/03/2018	USD	48,701,076	—	(865,603)	(865,603)

コクサイ・ケイマン・トラストー外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

投資有価証券明細表（続き）

2017年11月30日現在（未監査）

2017年11月30日現在の米ドル建 中国元ヘッジクラスの未決済外国為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 (米ドル)	未実現 評価(損) (米ドル)	未実現純評価 益／(評価損) (米ドル)
CNY	シティバンクN. A.	1,190,298	01/03/2018	USD	180,049	—	(307)	(307)

2017年11月30日現在の米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスの未決済外国為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 (米ドル)	未実現 評価(損) (米ドル)	未実現純評価 益／(評価損) (米ドル)
IDR	シティバンクN. A.	33,383,987,112	01/03/2018	USD	2,466,439	—	(5,052)	(5,052)

デリバティブ商品の価値

下表は、相殺取扱いの可能性を含めたサブ・ファンドのデリバティブ持ち高の要約である。デリバティブ商品の詳細については、財務書類に対する注記の注2 デリバティブ商品および注5 リスク要因のセクションを参照のこと。

	取引相手方	デリバティブ 資産の価値 (米ドル)	デリバティブ 負債の価値 (米ドル)	受領担保** (米ドル)	差入担保** (米ドル)	相殺額* (米ドル)
店頭デリバティブ						
外国為替予約取引	シティバンクN. A.	—	(1,109,910)	—	—	(1,109,910)
相殺基本契約の適用を受け るデリバティブの合計額		—	(1,109,910)	—	—	(1,109,910)

*相殺額は債務不履行時に相手方当事者に対して生じる債権／（債務）を表す。相殺は同じ当事者による同じ法的契約の下で行なわれる取引間において認められる。

**実際に差し入れる／（受領する）担保は、上表において開示されている金額を上回る場合がある。

	通貨略称
AUD	豪ドル
BRL	ブラジル・レアル
CNY	中国元
IDR	インドネシア・ルピア
USD	米ドル

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額（平成29年12月末日現在）

払込済資本金の額 187,117,965.90米ドル（約211億円）

発行済株式総数 5,051,655株

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ（以下「管理会社」という。）が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

平成24年12月末日	37,117,968.52米ドル
平成25年12月末日	37,117,968.52米ドル
平成26年12月末日	37,117,968.52米ドル
平成27年12月末日	37,117,968.52米ドル
平成28年12月末日	37,117,968.52米ドル
平成29年11月9日	187,117,965.90米ドル
平成29年12月末日	187,117,965.90米ドル

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）は、以下の場合、かかる任命を直ちに解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 法律が許容する限り速やかに管理会社の解任にかかる特別決議が定時投資主総会において受益者により可決された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社へ要求した場合。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不履行、詐欺または（信託証書に定義される）重過失の場合を除き、サブ・ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドのために、かつサブ・ファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、(i) サブ・ファンドの運営もしくはサブ・ファンドの受益証券の募集もしくは(ii) 管理会社の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきサブ・ファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、サブ・ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、前記の者を前記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が信託証書に基づく義務の履

行に関する故意の不履行、詐欺または（信託証書に定義される）重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成29年12月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価額の総額
ケイマン諸島	契約型投資信託（アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドを含む。）	66	5,891,613,423.12米ドル

（3）その他

本半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびサブ・ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a. 管理会社の最近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンスビリティ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成29年12月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝113.00円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

（１）資産及び負債の状況**ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.****貸借対照表**

2016年12月31日現在

（単位：米ドル）

資産

	注記	2016年		2015年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
現金、中央銀行および郵便局における残高	29.1、 29.3	1,980,130,866	223,754,788	1,481,705,021	167,432,667
金融機関に対するローンおよび貸付金	3、 15、 29.1、 29.3	3,018,465,826	341,086,638	2,109,919,942	238,420,953
a) 要求払い		1,963,465,826	221,871,638	1,078,152,942	121,831,282
b) その他のローンおよび貸付金		1,055,000,000	119,215,000	1,031,767,000	116,589,671
顧客に対するローンおよび貸付金	29.1、 29.3	147,465	16,664	368,502	41,641
株式およびその他の変動利回り有価証券	4、 15、 29.1、 29.3	13,162	1,487	13,556	1,532
関連会社株式	4、 5、 15	8,036,038	908,072	8,260,895	933,481
有形資産	5	4,627,120	522,865	5,600,613	632,869
その他の資産		158	18	136	15
前払金および未収収益	6、 15	26,098,088	2,949,084	36,586,892	4,134,319
資産合計	7	5,037,518,723	569,239,616	3,642,455,557	411,597,478

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記を参照のこと。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表（続き）
2016年12月31日現在
（単位：米ドル）

	注記	2016年		2015年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
金融機関に対する負債	15、29.1	1,535,758,747	173,540,738	1,410,185,042	159,350,910
a) 要求払い		1,535,758,747	173,540,738	1,410,185,042	159,350,910
顧客に対する負債	8、15、29.1	3,299,365,691	372,828,323	2,062,070,067	233,013,918
a) 要求払い		3,289,365,691	371,698,323	2,062,070,067	233,013,918
b) 約定満期日あり		10,000,000	1,130,000	0	0
その他の負債	9	1,779,768	201,114	1,230,625	139,061
未払金および繰延利益	10、15	17,462,016	1,973,208	8,651,896	977,664
引当金		13,349,845	1,508,532	12,645,069	1,428,893
a) 納税引当金	11	12,136,433	1,371,417	9,111,035	1,029,547
b) その他の引当金	12	1,213,412	137,116	3,534,034	399,346
発行済み資本	13	37,117,969	4,194,330	37,117,969	4,194,330
準備金	14	110,530,593	12,489,957	97,312,153	10,996,273
繰越損益	14	1,346	152	39,348	4,446
当期利益		22,152,748	2,503,261	13,203,388	1,491,983
負債合計	16	5,037,518,723	569,239,616	3,642,455,557	411,597,478

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記を参照のこと。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

オフ・バランス・シート項目

2016年12月31日現在

(単位：米ドル)

	注記	2016年		2015年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
偶発債務	17、29.1	545,385	61,629	556,865	62,926
<u>内訳：</u>					
保証金および担保証券として 差し入れられた資産		545,385	61,629	556,865	62,926
信託運用	20	64,575,929,958	7,297,080,085	57,164,073,225	6,459,540,274

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記を参照のこと。

（２）損益の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

損益計算書

2016年12月31日に終了した年度

（単位：米ドル）

	注記	2016年		2015年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
未収利息および類似収益		29,666,848	3,352,354	10,274,222	1,160,987
内訳：					
－ 預金に係るマイナス金利		1,866,700	210,937	181,978	20,564
－ 外貨スワップからの利差益		15,403,567	1,740,603	3,997,581	451,727
未払利息および類似費用		(7,692,118)	(869,209)	(2,311,791)	(261,232)
内訳：					
－ ローンおよび貸付金に係るマイナス金利		(5,812,307)	(656,791)	(585,056)	(66,111)
－ 外貨スワップからの利差損		(116,191)	(13,130)	(17,112)	(1,934)
有価証券からの収益		1,540,691	174,098	433,631	49,000
株式およびその他の変動利回り有価証券からの収益		1,540,691	174,098	433,631	49,000
未収手数料		102,098,058	11,537,081	98,428,083	11,122,373
未払手数料		(49,567,473)	(5,601,124)	(43,648,148)	(4,932,241)
金融業務の純利益		3,841,996	434,146	3,694,212	417,446
その他の事業収益	21	776,916	87,792	347,071	39,219
一般管理費用		(49,304,431)	(5,571,401)	(41,802,616)	(4,723,696)
a) スタッフ費用	23、24	(18,758,113)	(2,119,667)	(17,570,625)	(1,985,481)
内訳：					
－ 賃金およびサラリー		(15,510,238)	(1,752,657)	(14,446,414)	(1,632,445)
－ 社会保障費		(2,190,449)	(247,521)	(2,024,301)	(228,746)
内訳：					
－ 年金に関する社会保障費		(1,388,637)	(156,916)	(1,258,548)	(142,216)
b) その他の一般管理費用	25	(30,546,318)	(3,451,734)	(24,231,991)	(2,738,215)
有形および無形資産に関する価値調整		(2,121,992)	(239,785)	(1,999,802)	(225,978)
その他の事業費用	22	(449,139)	(50,753)	(205,173)	(23,185)
偶発債務および契約債務のための引当金	12	2,237,832	252,875	(2,512,372)	(283,898)
経常収益にかかる税金	11、26.1	(8,162,892)	(922,407)	(6,781,698)	(766,332)
税引後経常収益		22,864,296	2,583,665	13,915,619	1,572,465
前勘定科目に表示されていないその他の税金	26.2	(711,548)	(80,405)	(712,231)	(80,482)
当期利益		22,152,748	2,503,261	13,203,388	1,491,983

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記を参照のこと。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

財務諸表に対する注記

2016年12月31日現在

注1 一般事項

1.1. 会社概況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（以下「当行」という。）は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（以下「MTFG」という。）は、株式会社UFJホールディングス（以下「UFJ」という。）と合併し、新規金融グループの株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（以下「MUFG」という。）となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社UFJ銀行と合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ（MUFG）の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京UFJ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ（ルクセンブルグ）エス・エイは、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ（以下「MUGC」という。）に名称を変更した。

2008年4月28日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。MIBLの主たる株主2社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱UFJ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京UFJ銀行が28.53%を保有している。

2014年8月7日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、アイルランド共和国、ダブリン2、ローワー・レッスン・ストリート12-13、オーモンド・ハウスに所在する外国支店を開設した。ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ、ダブリン支店は、1993年のUE規則に準拠して、金融機関として907648番で登録された。

2016年5月1日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、その名称をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（以下「MIBL」という。）に変更した。

取締役会のメンバーは、三菱UFJ信託銀行株式会社のグループおよび株式会社三菱東京UFJ銀行のグループの専務取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他の全ての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱東京UFJ銀行のグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、全ての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約（スワップおよびヘッジ外国為替予約契約）によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、全ての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。かかる取引の再評価は、当期の損益に影響を与えない。

2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。

当行は、2016年12月31日現在、先渡デリバティブ損失にかかる引当金45,798米ドルを計上している（2015年：57,517米ドル）。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルグの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、年次決算時にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ

1.25%を超えない当該引当金が設定されなければならない。

当行は、2016年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった（2015年：0米ドル）。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器：4年

ソフトウェア：4年および5年

その他の無形資産：5年

その他の有形資産：10年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

2.11. 前払金および未収収益

本資産項目は、当期中に発生したが次年度以降に係る費用が含まれる。

2.12. 未払金および繰延利益

本負債項目は、当期中に受領したが次年度以降に係る費用が含まれる。

2.13. 引当金

引当金は、その性質が明確に定義されている損失または債務であって、かつ貸借対照表日付時点で発生する可能性が高いかもしくは発生することが確実だが、金額または発生日が不確定なものを対象とすることが企図されている。

注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下のとおりである。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
3か月以下	477,000,000	227,000,000
3か月超1年未満	578,000,000	804,767,000
	<u>1,055,000,000</u>	<u>1,031,767,000</u>

注4 譲渡可能有価証券

「関連会社株式」および「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券は全て、8,036,038米ドルおよび13,162米ドル（2015年：8,260,895米ドルおよび13,556米ドル）の未上場有価証券で構成される。

関連会社株式の要約

2016年12月31日現在、当行は以下の会社の資本を少なくとも20%保有していた。

	取得原価 米ドル	保有資本 %	2016年12月31日 現在の資本および 準備金 米ドル	2016年12月31日 終了年度の損益 米ドル
MUFGルクスマネジメントカンパニー S.A.	7,778,825	100%	10,025,692	862,404
三菱UFJインベスターサービス株 式会社	257,213	100%	1,155,971	197,911

2016年12月31日時点で、「MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.」および「三菱UFJインベスターサービス株式会社」の株式資本は、それぞれ、7,375,041.83ユーロと30,000,000円である（2015年：それぞれ、7,375,041.83ユーロと30,000,000円）。

注5 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
1. 関連会社株式	8,260,895	0	0	(224,857)	8,036,038	0	8,036,038
2. 有形資産	16,468,587	1,311,229	(146,858)	(478,305)	17,154,653	12,527,533	4,627,120
a) ハードウェア	1,281,369	73,404	(138,439)	(37,215)	1,179,119	931,947	247,172
b) ソフトウェア	12,930,805	1,193,087	0	(375,556)	13,748,336	10,272,378	3,475,958
c) その他付属品、 家具、機器、 車両	2,256,413	44,738	(8,419)	(65,534)	2,227,198	1,323,208	903,990
3. 無形資産	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
有価約因に基づい て取得したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注6 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
前払法人税	119,089	122,070
未収利息	4,629,590	1,536,361
前払一般経費	341,661	2,814,757
信託業務手数料	1,659,378	1,517,776
全体保管手数料	9,508,271	9,426,884
投資ファンド手数料	3,256,497	3,429,370
その他の前払金	320,567	214,721
I R S（米国の税務当局）への前払金	2,285,714	2,552,106
未回収付加価値税（V A T）	2,536,828	9,666,345
外国為替スワップによりカバーされたポジションに係る外 国為替実績の中立化	0	4,970,383

管理会社手数料	357,395	98,351
その他の未収収益	1,083,098	237,768
	<u>26,098,088</u>	<u>36,586,892</u>

注7 外貨建て資産

2016年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、3,681,116,769米ドル（2015年：1,553,051,527米ドル）である。

注8 顧客未払金

2016年12月31日現在、要求払いのものを除く債務は、10,000,000米ドル（2015年：0米ドル）であった。

注9 その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
優先債務	732,625	436,777
諸債務	1,047,143	793,848
	<u>1,779,768</u>	<u>1,230,625</u>

注10 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
未払利息	113,912	122,762
未払一般経費	3,551,199	2,575,482
未払手数料	6,454,913	5,881,654
その他の未払費用	51,140	16,324
その他の仮受金	56,719	55,674
保管報酬に関連する繰延利益	721,710	0
2012年－2014年に税務当局から受領したV A T還付金	1,556,606	0
外国為替スワップによりカバーされたポジションに係る外国為替実績の中立化	4,955,817	0
	<u>17,462,016</u>	<u>8,651,896</u>

注11 税金－為替差損失：繰延税金

ルクセンブルクの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日（改正）法に準拠して、通常の状態下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常の状態下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

その結果、株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

2014年12月31日現在、ユーロが米ドルに対して弱く（ユーロ安に）なったため、株式にかかる外国為替差益は、累積していた負のポジションを補填した。繰延税金負債は、2014年12月現在、0米ドルに減少した。

2016年12月31日現在、繰延税金負債はなかった。

注12 その他の引当金

当行のその他の引当金は以下のとおりである。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
報酬引当金	1,167,614	964,145
先渡取引の未実現損失に対する引当金（注2.3）	45,798	57,517
米国租税に関連する租税債務に対する引当金	0	2,512,372
	<u>1,213,412</u>	<u>3,534,034</u>

2016年12月31日終了年度において損益勘定に計上された2,237,832米ドルは、米国租税に関連する租税債務について2015年に計上された引当金2,512,372米ドルの一部償却に関連するものである。

注13 発行済資本

当行の発行済かつ全額払込済資本は、クラスAの953,000株およびクラスBの49,080株に対して37,117,969米ドルである。

注14 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2016年1月1日現在の残高	3,711,797	93,600,356	39,348
2015年12月31日終了年度の利益			13,203,388
利益の処分			
－株主への配当金支払			(22,950)
－純資産税準備金への振替		3,348,440	(3,348,440)
－2010年純資産税準備金からの振替		(3,130,000)	3,130,000
－自由準備金への割当て		13,000,000	(13,000,000)
2016年12月31日現在の残高	<u>3,711,797</u>	<u>106,818,796</u>	<u>1,346</u>

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は発行済資本の10%に達しているため、当該要件は満たされている。

当行は、ルクセンブルグの税法に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、前年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の5倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを5年間維持しなければならない。

2015年11月19日にルクセンブルグの税務当局が発行した通達（Circular I. Fort. N° 47bis）は、納税者が単一の純資産税準備金を設定し、2014年および2015年の両年について純資産税減税のメリットを完全に享受できるようにする専門規定を定めている。（過渡的措置として）この準備金は、2014年および2015年について利用可能な最大減税額の5倍に相当しなければならない。総額15,872,698米ドル（2015年：15,519,398米ドル）の純資産税準備金が、当行のその他の準備金に含まれている。

2016年3月24日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、3,348,440米ドルを2016年の純資産税準備金に割り当て、2010年に構成した利用可能な純資産税準備金は3,130,000米ドル（2,333,120ユーロ）となった。さらに、2016年7月28日、当行は、134,860米ドルを自由準備金から2014年－2015年の純資産税準備金に振り替えた。

2016年12月31日現在、純資産税の特別準備金の累積残高は、以下のとおりである。

	2016年 純資産税準備金 米ドル	2016年 純資産税準備金 ユーロ
2011年	3,100,000	2,388,015
2012年	3,304,122	2,506,160
2013年	3,101,000	2,250,445
2014年－2015年	3,019,136	2,495,050
2016年	3,348,440	3,082,425
2016年12月31日現在の残高	15,872,698	12,722,095

2005年に、株主は、総額60,000,000米ドルの特別オンライン費用準備金の設定を承認した。同年に、当行は、当該準備金から50,000,000米ドルを使って特別オンライン費用から生じた損失を補填した。残りの10,000,000米ドルは、当行の2016年12月31日現在のその他の準備金に含まれている。

注15 関連会社残高

2016年12月31日現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,603,563,578	1,794,463,543
関連会社株式	8,036,038	8,260,895
前払金および未収収益	11,780,647	8,355,333
	2,623,380,263	1,811,079,771

負債

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
金融機関に対する未払金	1,532,309,759	1,405,787,905
顧客に対する未払金	94,447,464	297,629,189
未払金および繰延利益	4,161,707	1,969,812
	1,630,918,930	1,705,386,906

当行は、2016年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義されるとおり、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局（C S S F）は、2013年6月26日付規則（E U）575／2013（パートIV）に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ（三菱UFJフィナンシャル・グループ）に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。

2016年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、2,638,147,665米ドルであり、内訳は以下のとおり分析される。

	2016年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,603,439,021
前払金および未収収益	4,628,589
外国為替取引（市場リスク手法）	30,080,055
	<u>2,638,147,665</u>

注16 外貨建て負債

2016年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、3,687,241,556米ドル（2015年：1,556,640,235米ドル）である。

注17 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
発行済念書	<u>545,385</u>	<u>556,865</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

注18 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	<u>1,351,407</u>	<u>2,313,443</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2016年12月31日および2015年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

－ 為替先渡取引（スワップ、アウトライト）

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注20 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- － 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- － 信託代理
- － 代理店機能
- － ポートフォリオ運用および顧問

注21 その他の事業収益

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
管理会社から受領したサブ・レンタル報酬（サービス品質保証契約）	66,722	66,016
過年度の一般経費調整からの利益	161,260	133,860
過年度の手数料の調整	437,964	68,793
その他	110,970	78,402
	<u>776,916</u>	<u>347,071</u>

注22 その他の事業費用

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
過年度の一般経費調整からの費用	122,929	65,072
過年度の手数料	293,332	115,459
過年度の利息	15,350	4,677
その他事業損失	17,528	19,965
	<u>449,139</u>	<u>205,173</u>

注23 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2016年 人数	2015年 人数
上級管理職	29	18
中間管理職	71	76
従業員	76	70
	<u>176</u>	<u>164</u>

注24 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
上級管理職	<u>5,151,542</u>	<u>4,931,286</u>

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2016年12月31日および2015年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注25 その他の一般管理費用

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
賃借および関連費用	1,067,196	1,028,303
通信費用	361,065	316,394
専門家報酬	4,308,794	1,925,092
データ費用	1,223,338	1,310,126
維持費	933,559	857,527
旅費、交通費、出張費	135,383	260,850
業務費用	3,985,016	3,475,225
システム費用	12,041,688	10,158,996
業務契約	5,057,176	3,685,300
その他の費用	1,433,103	1,214,178
	<u>30,546,318</u>	<u>24,231,991</u>

2016年12月29日現在、当行は、2012年から2015年までに前払費用として扱われた専門家報酬およびシステム費用の残高を費用として計上している（専門家報酬：701,908米ドル、システム費用：672,840米ドル）。

当該2項目の費用の増加は、2016年に開始されたプロジェクトにも起因している。

注26 税金**26.1. 経常収益にかかる税金**

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
法人税	6,270,710	5,215,462
地方事業税	1,892,182	1,566,236
	<u>8,162,892</u>	<u>6,781,698</u>

26.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
純資産税	33	23,247
付加価値税（VAT）	661,473	644,289
その他の税金	50,042	44,695
	<u>711,548</u>	<u>712,231</u>

注27 親会社

2015年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登記上の事務所を東京都に持つ、共に持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ（MUFG）の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京UFJ銀行が28.53%を共同で出資する子会社である。

当行の年次決算は、三菱UFJ信託銀行（登録金融機関番号が関東財務局長（登金）第33号であり、日本の郵便番号100-8212、東京都千代田区丸の内一丁目4番5号に登記上の住所を有する）の連結決算に含まれている。

持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ（MUFG）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注28 預金保証制度

金融機関および投資会社の再建・破綻に関する枠組みを定める指令（2014/59/EU）ならびに預金保証スキームおよび投資家補償スキームに関連する指令（2014/49/EU）をルクセンブルグ法に法制化する、金融機関および一定の投資会社の破綻、組織変更および解散に関連し、預金保証スキームおよび投資家補償スキームに関する法律（以下「本法」という。）が2015年12月18日付で可決された。

現在「ルクセンブルグ預金保証協会」（以下「AGDL」という。）を通じて実施されている預金保証および投資家補償スキームは、拠出金に基づく新しい預金保証および投資家補償システムに置き換えられる。かかる新規システムは、各預金者の100,000ユーロまでの適格な預金および20,000ユーロまでの投資を対象とする。また、本法は、特定の取引から生じた預金もしくは特定の社会的・その他目的を充足する預金については、100,000ユーロを超える部分について、12か月間は対象となると規定している。

AGDLのために金融機関が過去に自己の年次決算に設定した引当金は、ルクセンブルグの新規銀行破綻基金である「ルクセンブルグ破綻基金」（以下「FRL」という。）と、ルクセンブルグの新規預金保証基金である「ルクセンブルグ預金保証基金」（以下「FDGL」という。）（設立前）それぞれに対する銀行の拠出額に従い、使用される／取り崩される（選択した会計処理による。）ことになる。

FRLの拠出金は、本法第1条第36項に定義される通り、2024年末までには、欧州連合全加盟国の認可金融機関全ての対象預金の少なくとも1％に到達しなければならない。この拠出金額は、2015年から2024年までの間の年間拠出額を通じて金融機関から徴収される予定である。

FDGLの拠出金の目標レベルは、本法第163条第8項に定義される通り、関連金融機関の対象預金の0.8％に設定されており、年間拠出金によって2018年末までに到達予定である。かかる拠出金は、2016年から2018年の間に年次払いの方法で支払われる。2016年については、金融機関は、かかる拠出に備えるために、自己の年次決算中の既存のAGDL引当金を使用する／取り崩す（選択した会計処理による。）ことによって、対象預金の0.2％の引当金を反映させている。

0.8％のレベルが達成された場合、ルクセンブルグの金融機関は、本法第163条第8項に定義される通り、対象預金の0.8％の追加セーフティ・バッファを構成するために、追加で8年間拠出を継続。

2016年において、当行は、FRLについて429,984米ドル（386,277ユーロ）のCSSFに対する拠出金を支払っている。

注29 金融商品の開示**29.1. 主要な非トレーディング金融商品**

2016年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	1,569	0	0	0	1,569
B C L残高	1,980,129,297	0	0	0	1,980,129,297
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,440,465,826	578,000,000	0	0	3,018,465,826
顧客に対するローンおよび貸付金	147,465	0	0	0	147,465
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	13,162	13,162
合計	4,420,744,157	578,000,000	0	13,162	4,998,757,319
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する負債	1,535,758,747	0	0	0	1,535,758,747
顧客に対する負債	3,299,365,691	0	0	0	3,299,365,691
偶発債務として開示されているオフ・バランス・シート項目	0	0	0	0	0
担保として差し入れられた保証金および資産	545,385	0	0	0	545,385
合計	4,835,669,823	0	0	0	4,835,669,823

2015年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	1,041	0	0	0	1,041
B C L残高	1,481,703,980	0	0	0	1,481,703,980
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,305,152,942	804,767,000	0	0	2,109,919,942
顧客に対するローンおよび貸付金	368,502	0	0	0	368,502
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	13,556	13,556
合計	2,787,226,465	804,767,000	0	13,556	3,592,007,021
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する負債	1,410,185,042	0	0	0	1,410,185,042
顧客に対する負債	2,062,070,067	0	0	0	2,062,070,067
偶発債務として開示されているオフ・バランス・シート項目					
担保として差し入れられた保証金および資産	556,865	0	0	0	556,865
合計	3,472,811,974	0	0	0	3,472,811,974

29.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2016年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
<i>外国為替取引</i>						
先渡	1,513,328,420	14,474,319	0	0	1,527,802,739	15,342,558
スワップ	651,787,947	2,811,669	0	0	654,599,616	2,236,629
合計	2,165,116,367	17,285,988	0	0	2,182,402,355	17,579,187
金融負債						
商品クラス						
<i>外国為替取引</i>						
先渡	1,395,026,531	14,882,836	0	0	1,409,909,367	14,796,033
スワップ	1,683,232,675	4,276,834	0	0	1,687,509,509	5,640,893
合計	3,078,259,206	19,159,670	0	0	3,097,418,876	20,436,926

上記の金額には、取引日が2016年12月31日以前で、評価日が2016年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2015年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
<i>外国為替取引</i>						
先渡	2,013,239,129	1,603,112	0	0	2,014,842,241	15,784,803
スワップ	1,611,373,895	8,011,462	0	0	1,619,385,357	10,591,362
合計	<u>3,624,613,024</u>	<u>9,614,574</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3,634,227,598</u>	<u>26,376,165</u>
金融負債						
商品クラス						
<i>外国為替取引</i>						
先渡	2,248,328,181	1,600,907	0	0	2,249,929,088	18,816,163
スワップ	532,382,521	0	0	0	532,382,521	2,303,443
合計	<u>2,780,710,702</u>	<u>1,600,907</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2,782,311,609</u>	<u>21,119,606</u>

上記の金額には、取引日が2015年12月31日以前で、評価日が2015年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

29.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2016年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2016年 簿価 米ドル	2015年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、B C L 残高	1,980,130,866	1,481,705,021
EU加盟国	1,980,130,866	1,481,705,021
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,018,465,826	2,109,919,942
EU加盟国	413,806,919	255,517,247
北および中央アメリカ	757,029,131	342,992,404
アジア	1,828,577,178	1,507,118,254
ヨーロッパ（非EU加盟国）	9,261,471	3,405,065
オーストラリアおよびニュージーランド	9,791,127	886,972
顧客に対するローンおよび貸付金	147,465	368,502
EU加盟国	125,983	365,584
北および中央アメリカ	21,482	2,918
株式およびその他の変動利回り有価証券	13,162	13,556
北および中央アメリカ	10,547	10,863
EU加盟国	2,615	2,693
合計	<u>4,998,757,319</u>	<u>3,592,007,021</u>

29.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2016年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2016年 未払想定元本 米ドル	2016年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
EU加盟国	1,299,763,106	12,134,109
アメリカ	228,039,632	3,208,449
スワップ		
EU加盟国	654,599,617	2,236,629
合計	2,182,402,355	17,579,187

2015年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2015年 未払想定元本 米ドル	2015年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
EU加盟国	1,366,652,545	12,240,622
アメリカ	647,955,936	3,542,987
アジア	233,760	1,194
スワップ		
EU加盟国	1,619,385,357	10,591,362
合計	3,634,227,598	26,376,165

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET AND OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2016

(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2016

(in USD)

A S S E T S

	Notes	2016	2015
Cash, balances with central banks and post office banks	29.1., 29.3.	1.980.130.866	1.481.705.021
Loans and advances to credit institutions	3, 15, 29.1., 29.3.	3.018.465.826	2.109.919.942
a) repayable on demand		1.963.465.826	1.078.152.942
b) other loans and advances		1.055.000.000	1.031.767.000
Loans and advances to customers	29.1., 29.3.	147.465	368.502
Shares and other variable-yield securities	4, 15, 29.1., 29.3.	13.162	13.556
Shares in affiliated undertakings	4, 5, 15	8.036.038	8.260.895
Tangible assets	5	4.627.120	5.600.613
Other assets		158	136
Prepayments and accrued income	6, 15	26.098.088	36.586.892
TOTAL ASSETS	7	<u>5.037.518.723</u>	<u>3.642.455.557</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2016

(in USD)

- continued -

L I A B I L I T I E S

	Notes	2016	2015
Amounts owed to credit institutions	15, 29.1.	1.535.758.747	1.410.185.042
a) repayable on demand		1.535.758.747	1.410.185.042
Amounts owed to customers	8, 15, 29.1.	3.299.365.691	2.062.070.067
a) repayable on demand		3.289.365.691	2.062.070.067
b) with agreed maturity dates		10.000.000	0
Other liabilities	9	1.779.768	1.230.625
Accruals and deferred income	10, 15	17.462.016	8.651.896
Provisions		13.349.845	12.645.069
a) provisions for taxation	11	12.136.433	9.111.035
b) other provisions	12	1.213.412	3.534.034
Subscribed capital	13	37.117.969	37.117.969
Reserves	14	110.530.593	97.312.153
Result brought forward	14	1.346	39.348
Profit for the financial year		<u>22.152.748</u>	<u>13.203.388</u>
TOTAL LIABILITIES	16	<u><u>5.037.518.723</u></u>	<u><u>3.642.455.557</u></u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2016

(in USD)

	Notes	2016	2015
Contingent liabilities	17, 29.1.	545.385	556.865
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral security		545.385	556.865
Fiduciary operations	20	64.575.929.958	57.164.073.225

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2016
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2016

(in USD)

	Notes	2016	2015
Interest receivable and similar income		29.666.848	10.274.222
<u>of which :</u>			
- Negative interest received on deposits		1.866.700	181.978
- Interest Gain from foreign currency swap		15.403.567	3.997.581
Interest payable and similar charges		(7.692.118)	(2.311.791)
<u>of which :</u>			
- Negative interest paid on loans and advances		(5.812.307)	(585.056)
- Interest Loss from foreign currency swap		(116.191)	(17.112)
Income from securities		1.540.691	433.631
Income from shares and other variable yield securities		1.540.691	433.631
Commission receivable		102.098.058	98.428.083
Commission payable		(49.567.473)	(43.648.148)
Net profit on financial operations		3.841.996	3.694.212
Other operating income	21	776.916	347.071
General administrative expenses		(49.304.431)	(41.802.616)
a) staff costs	23, 24	(18.758.113)	(17.570.625)
<u>of which:</u>			
- wages and salaries		(15.510.238)	(14.446.414)
- social security costs		(2.190.449)	(2.024.301)
<u>of which:</u>			
- social security costs relating to pensions		(1.388.637)	(1.258.548)
b) other administrative expenses	25	(30.546.318)	(24.231.991)
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(2.121.992)	(1.999.802)
Other operating charges	22	(449.139)	(205.173)

	Notes	2016	2015
Provision for contingent liabilities and for commitment	12	2.237.832	(2.512.372)
Tax on profit on ordinary activities	11, 26.1.	<u>(8.162.892)</u>	<u>(6.781.698)</u>
Profit on ordinary activities after tax		22.864.296	13.915.619
Other taxes not shown under the preceding items	26.2.	<u>(711.548)</u>	<u>(712.231)</u>
Profit for the financial year		<u><u>22.152.748</u></u>	<u><u>13.203.388</u></u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. ("the Bank") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a société anonyme.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A., has issued 49.080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1.817.968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37.117.968,52. The two major shareholders of MIBL hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

On August 7, 2014, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has established an external branch located at Ormonde House, 12-13 lower Lesson Street, Dublin 2, Ireland. Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., Dublin Branch is registered as credit institution pursuant to UE Regulation, 1993, under the number 907648.

On May 1, 2016, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has changed its name to MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. (MIBL).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. Group. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. The revaluation of these transactions does not affect the result of the financial year.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value.

The Bank has constituted a provision for forward derivatives Loss as of December 31, 2016 for an amount of USD 45.798 (2015: USD 57.517).

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the Directeur des Contributions on December 16, 1997, this provision should be made before taxation and should not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2016 (2015: USD 0).

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

Hardware equipment: 4 years;
Software: 4 years and 5 years;
Other intangible assets: 5 years;
Other tangible assets: 10 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the Balance Sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

2.11. Prepayment and accrued income

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.12. Accruals and deferred income

This liability item includes income received during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.13. Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2016	2015
	USD	USD
Not more than three months	477.000.000	227.000.000
More than three months but less than one year	578.000.000	804.767.000
	<u>1.055.000.000</u>	<u>1.031.767.000</u>

NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES

Transferable securities shown under the items "Shares in affiliated undertakings" and "Shares and other variable yield securities" consist entirely of unlisted securities for USD 8.036.038 and USD 13.162 (2015: USD 8.260.895 and USD 13.556).

Summary of shares in affiliated undertakings

At December 31, 2016, the Bank held at least 20 % of the capital of the following companies:

	Cost	Capital held	Capital and reserves at 31/12/2016	Result for the year ended 31/12/2016
	USD	%	USD	USD
MUFG LUX MANAGEMENT COMPANY S.A.	7.778.825	100 %	10.025.692	862.404
MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES Limited	257.213	100 %	1.155.971	197.911

As of December 31, 2016, the share capital of "MUFG LUX MANAGEMENT COMPANY S.A." and "MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES Limited" amount respectively to EUR 7.375.041,83 and JPY 30.000.000 respectively (2015: EUR 7.375.041,83 and JPY 30.000.000 respectively).

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year	Additions	Disposals	Exchange difference	Gross value at the end of the financial year	Cumulative value adjustments	Net value at the end of the financial year
	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
1. Shares in affiliated undertakings	8.260.895	0	0	(224.857)	8.036.038	0	8.036.038
2. Tangible assets	16.468.587	1.311.229	(146.858)	(478.305)	17.154.653	12.527.533	4.627.120
a) Hardware	1.281.369	73.404	(138.439)	(37.215)	1.179.119	931.947	247.172
b) Software	12.930.805	1.193.087	0	(375.556)	13.748.336	10.272.378	3.475.958
c) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	2.256.413	44.738	(8.419)	(65.534)	2.227.198	1.323.208	903.990
3. Intangible assets	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0
Goodwill acquired for valuable Consideration	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2016	2015
	USD	USD
Prepaid income taxes	119.089	122.070
Accrued interest income	4.629.590	1.536.361
Prepaid general expenses	341.661	2.814.757
Commission on fiduciary operations	1.659.378	1.517.776
Commission on global custody	9.508.271	9.426.884
Commission on investment funds	3.256.497	3.429.370
Other prepayments	320.567	214.721
Advance paid to IRS, US Tax authorities	2.285.714	2.552.106
VAT recoverable	2.536.828	9.666.345
Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap	0	4.970.383
Commission from the Management Company	357.395	98.351
Other accrued income	1.083.098	237.768
	<u>26.098.088</u>	<u>36.586.892</u>

NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2016, the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 3.681.116.769 (2015: USD 1.553.051.527).

NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

As at December 31, 2016, debts other than those repayable on demand amounted to USD 10.000.000 (2015: USD 0).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2016	2015
	USD	USD
Preferential creditors	732.625	436.777
Sundry creditors	1.047.143	793.848
	<u>1.779.768</u>	<u>1.230.625</u>

NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2016	2015
	USD	USD
Accrued interest expenses	113.912	122.762
Accrued general expenses	3.551.199	2.575.482
Accrued commission	6.454.913	5.881.654
Other accrued expenses	51.140	16.324
Other suspense receipt	56.719	55.674
Deferred income related to custody fees	721.710	0
VAT received from Tax authorities 2012-2014	1.556.606	0
Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap	4.955.817	0
	<u>17.462.016</u>	<u>8.651.896</u>

NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal Balance Sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

Consequently, unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank has provided for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

As at December 31, 2014, due to the depreciation of the Euro against US dollars, the foreign exchange gain on equity had compensated the accumulated negative position. The deferred tax liabilities had been reduced to USD 0 as of December 2014.

As at December 31, 2016, there is no deferred tax liabilities.

NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions may be analysed as follows:

	2016	2015
	USD	USD
Provision for remuneration	1.167.614	964.145
Provision for unrealized losses on forward deals (note 2.3.)	45.798	57.517
Provision for tax liabilities in relation with US taxes	0	2.512.372
	<u>1.213.412</u>	<u>3.534.034</u>

The amount of USD 2.237.832 in the Profit and Loss account for the year ended December 31, 2016 relates to partial write off of the provision of USD 2.512.372 created in 2015 for tax liabilities in relation with US taxes.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

The Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 37.117.969 for 953.000 shares of Class A and 49.080 shares of Class B.

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve USD	Other reserves USD	Result brought forward USD
Balance at January 1, 2016	3.711.797	93.600.356	39.348
Profit for the year ended December 31, 2015			13.203.388
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders			(22.950)
- Transfer to reserves for Net Worth Tax		3.348.440	(3.348.440)
- Transfer from Reserve for NWT 2010		(3.130.000)	3.130.000
- Allocation to Free reserve		13.000.000	(13.000.000)
Balance at December 31, 2016	<u>3.711.797</u>	<u>106.818.796</u>	<u>1.346</u>

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital. This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted. This requirement is satisfied as the Bank has reached 10% of the issued subscribed capital.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the previous year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

The Circular I. Fort. N° 47bis issued by the Luxembourg Tax Authorities on 19 November 2015, provides for a dedicated rule allowing the taxpayer to create only one net wealth tax reserve to fully benefit from the Net Wealth Tax reduction for both 2014 and 2015. This reserve should correspond to five times the amount of the highest reduction available for 2014 and 2015 (transitional measure). The reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 15.872.698 (2015: USD 15.519.398).

As resolved in the Annual General Meeting dated March 24, 2016, the Bank has allocated an amount of USD 3.348.440 to Reserve for Net Worth Tax 2016 and reversed the available Net worth tax constituted in 2010 which amounted to USD 3.130.000 (EUR 2.333.120).

Additionally, on 28 July 2016, the Bank transferred USD 134.860 from free reserve to Net Worth Taxes reserve 2014-2015.

The accumulated balance of special reserve for Net Worth Taxes states as follows as at December 31, 2016.

Years	2016 Reserve for Net Worth Tax USD	2016 Reserve for Net Worth Tax EUR
2011	3.100.000	2.388.015
2012	3.304.122	2.506.160
2013	3.101.000	2.250.445
2014 -2015	3.019.136	2.495.050
2016	3.348.440	3.082.425
Balance at December 31, 2016	<u>15.872.698</u>	<u>12.722.095</u>

In 2005, the Shareholders approved the creation of a special "On-line costs reserve" for a total amount of USD 60.000.000. In the same year, the Bank used the amount of USD 50.000.000 from this reserve to absorb the losses created by the special "On-line costs". The remaining balance of USD 10.000.000 is included in the Bank's other reserves as at December 31, 2016.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2016, the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2016	2015
	USD	USD
Loans and advances to credit institutions	2.603.563.578	1.794.463.543
Shares in affiliated undertakings	8.036.038	8.260.895
Prepayments and accrued income	11.780.647	8.355.333
	<u>2.623.380.263</u>	<u>1.811.079.771</u>

LIABILITIES

	2016	2015
	USD	USD
Amounts owed to credit institutions	1.532.309.759	1.405.787.905
Amounts owed to customers	94.447.464	297.629.189
Accruals and deferred income	4.161.707	1.969.812
	<u>1.630.918.930</u>	<u>1.705.386.906</u>

The Bank has not entered into any significant transactions with related parties as defined in International Accounting Standards 24 "Related Party Disclosures" which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31, 2016 and for the year then ended.

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with the Regulation (EU) No 575/2013 of June 26, 2013 (Part IV).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

As at December 31, 2016, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 2.638.147.665 and can be analysed as follows:

	2016 USD
Loans and advances to credit institutions	2.603.439.021
Prepayments and accrued income	4.628.589
Foreign exchange transactions (Market Risk method)	30.080.055
	<u>2.638.147.665</u>

NOTE 16 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2016, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 3.687.241.556 (2015: USD 1.556.640.235).

NOTE 17 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2016 USD	2015 USD
Counter-guarantees issued	<u>545.385</u>	<u>556.865</u>

As at the year-end, there were no related party balances.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 18 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2016	2015
	USD	USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	1.351.407	2.313.443

As at the year-end, there are no related party balances.

NOTE 19 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2016 and 2015:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

NOTE 20 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 21 - OTHER OPERATING INCOME

	2016	2015
	USD	USD
Sub-Rental Fee received from the Management Company (Service level agreement)	66.722	66.016
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	161.260	133.860
Adjustment for commission previous years	437.964	68.793
Other	110.970	78.402
	<u>776.916</u>	<u>347.071</u>

NOTE 22 - OTHER OPERATING CHARGES

	2016	2015
	USD	USD
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	122.929	65.072
Commission previous years	293.332	115.459
Interest on previous years	15.350	4.677
Others operating losses	17.528	19.965
	<u>449.139</u>	<u>205.173</u>

NOTE 23 - STAFF NUMBERS

The average number or persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2016	2015
	Number	Number
Senior management	29	18
Middle management	71	76
Employees	76	70
	<u>176</u>	<u>164</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 24 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2016	2015
	USD	USD
Senior management	<u>5.151.542</u>	<u>4.931.286</u>

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2016 and 2015, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

NOTE 25 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2016	2015
	USD	USD
Rent and related expenses	1.067.196	1.028.303
Telecommunication expenses	361.065	316.394
Professional fees	4.308.794	1.925.092
Data charges	1.223.338	1.310.126
Maintenance	933.559	857.527
Travelling, moving, business trips	135.383	260.850
Service fee	3.985.016	3.475.225
System cost	12.041.688	10.158.996
Service contracts	5.057.176	3.685.300
Other expenses	<u>1.433.103</u>	<u>1.214.178</u>
	<u>30.546.318</u>	<u>24.231.991</u>

As of December 29, 2016 the Bank has booked as expenses the remaining balance of Professional fees and System costs treated as prepaid expenses for the year 2012 to year 2015.(Professional fees : USD 701.908, System cost : USD 672.840).

The increase of the costs for these two items are also due to projects started during the year 2016.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 26 - TAX

26.1. Tax on profit on ordinary activities

	2016	2015
	USD	USD
Corporate Income Tax	6.270.710	5.215.462
Municipal Business Tax	1.892.182	1.566.236
	<u>8.162.892</u>	<u>6.781.698</u>

26.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2016	2015
	USD	USD
Net worth tax	33	23.247
VAT	661.473	644.289
Other taxes	50.042	44.695
	<u>711.548</u>	<u>712.231</u>

NOTE 27 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2015, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The annual accounts of the Bank are included in the consolidated accounts of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation, with Registered Financial Institution number 33 at Kanto Local Finance Bureau Japan and registered address 4-5, Marunouchi 1-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100-8212, Japan.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 28 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

The law related to the resolution, reorganisation and winding-up measures of credit institutions and certain investment firms and on deposit guarantee and investor compensation schemes ("the Law"), transposing into Luxembourgish law the directive 2014/59/EU establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and the directive 2014/49/EU related to deposit guarantee and investor compensation schemes, was passed on December 18, 2015.

The deposit guarantee and investor compensation scheme currently in place through the "Association pour la Garantie des Dépôts Luxembourg" (AGDL) will be replaced by a new contribution based system of deposit guarantee and investor compensation. This new system will cover eligible deposits of each depositor up to an amount of EUR 100.000 and investments up to an amount of EUR 20.000. The Law also provides that deposits resulting from specific transactions or fulfilling a specific social or other purpose are covered for an amount above EUR 100.000 for a period of 12 months.

The provisions which have been created in the past by credit institutions for the purpose of AGDL in their annual accounts will be used/released (depending on the accounting treatment chosen) according to the contributions of the banks to the new Luxembourg banking resolution fund "Fonds de résolution Luxembourg" (FRL), respectively to the new Luxembourg deposit guarantee fund "Fonds de garantie des dépôts Luxembourg" (FDGL), which is still to be established.

The funded amount of the FRL shall reach by the end of 2024 at least 1% of covered deposits, as defined in article 1 number 36 of the Law, of all authorized credit institutions in all participating Member States. This amount will be collected from the credit institutions through annual contributions during the years 2015 to 2024.

The target level of funding of the FDGL is set at 0,8% of covered deposits, as defined in article 163 number 8 of the Law, of the relevant credit institutions and is to be reached by the end of 2018 through annual contributions. The contributions are to be made in the form of annual payments during the years 2016 to 2018. For 2016, the credit institutions have reflected a provision of 0,2% of covered deposits in order to anticipate these contributions, using/releasing (depending on the accounting treatment chosen) the existing AGDL provision in their annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

When the level of 0,8% is reached, the Luxembourgish credit institutions are to continue to contribute for 8 additional years in order to constitute an additional safety buffer of 0,8% of covered deposits as defined in article 163 number 8 of the Law.

In 2016 the Bank has paid a contribution to the CSSF for USD 429.984 (EUR 386.277) for FRL.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 29 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

29.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2016, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	^{2 2} _{6 4} 3 months	> 3 months ^{2 2} _{6 4} 1 year	> 1 year ^{2 2} _{6 4} 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	1.569	0	0	0	1.569
Balances with the BCL	1.980.129.297	0	0	0	1.980.129.297
Loans and advances to credit institutions	2.440.465.826	578.000.000	0	0	3.018.465.826
Loans and advances to customers	147.465	0	0	0	147.465
Shares and other variable yield securities	0	0	0	13.162	13.162
Total	<u>4.420.744.157</u>	<u>578.000.000</u>	<u>0</u>	<u>13.162</u>	<u>4.998.757.319</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.535.758.747	0	0	0	1.535.758.747
Amounts owed to customers	3.299.365.691	0	0	0	3.299.365.691
Off-balance sheet items disclosed as contingencies	0	0	0	0	0
Guarantees and assets pledged as collateral security	<u>545.385</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>545.385</u>
Total	<u>4.835.669.823</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>4.835.669.823</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

As at December 31, 2015, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² ₆₄ 3 months	²² ₆₄ > 3 months 1 year	²² ₆₄ > 1 year 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	1.041	0	0	0	1.041
Balances with the BCL	1.481.703.980	0	0	0	1.481.703.980
Loans and advances to credit institutions	1.305.152.942	804.767.000	0	0	2.109.919.942
Loans and advances to customers	368.502	0	0	0	368.502
Shares and other variable yield securities	0	0	0	13.556	13.556
Total	2.787.226.465	804.767.000	0	13.556	3.592.007.021
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.410.185.042	0	0	0	1.410.185.042
Amounts owed to customers	2.062.070.067	0	0	0	2.062.070.067
Off-balance sheet items disclosed as contingencies					
Guarantees and assets pledged as collateral security	556.865	0	0	0	556.865
Total	3.472.811.974	0	0	0	3.472.811.974

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

29.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2016, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	^{2 2} _{6 4} 3 months	^{2 2} _{6 4} > 3 months 1 year	^{2 2} _{6 4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.513.328.420	14.474.319	0	0	1.527.802.739	15.342.558
Swaps	651.787.947	2.811.669	0	0	654.599.616	2.236.629
Total	<u>2.165.116.367</u>	<u>17.285.988</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2.182.402.355</u>	<u>17.579.187</u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.395.026.531	14.882.836	0	0	1.409.909.367	14.796.033
Swaps	1.683.232.675	4.276.834	0	0	1.687.509.509	5.640.893
Total	<u>3.078.259.206</u>	<u>19.159.670</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3.097.418.876</u>	<u>20.436.926</u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2016 and a value date after December 31, 2016.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.
 NOTES TO THE ACCOUNTS
 December 31, 2016
 - continued -

As at December 31, 2015, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² _{6.4} 3 months	²² _{6.4} > 3 months 1 year	²² _{6.4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	2.013.239.129	1.603.112	0	0	2.014.842.241	15.784.803
Swaps	<u>1.611.373.895</u>	<u>8.011.462</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1.619.385.357</u>	<u>10.591.362</u>
Total	<u><u>3.624.613.024</u></u>	<u><u>9.614.574</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>3.634.227.598</u></u>	<u><u>26.376.165</u></u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	2.248.328.181	1.600.907	0	0	2.249.929.088	18.816.163
Swaps	<u>532.382.521</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>532.382.521</u>	<u>2.303.443</u>
Total	<u><u>2.780.710.702</u></u>	<u><u>1.600.907</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>2.782.311.609</u></u>	<u><u>21.119.606</u></u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2015 and a value date after December 31, 2015.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

29.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2016, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2016 Carrying amount in USD	2015 Carrying amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	1.980.130.866	1.481.705.021
EU member countries	1.980.130.866	1.481.705.021
Loans and advances to credit institutions	3.018.465.826	2.109.919.942
EU member countries	413.806.919	255.517.247
North & Central America	757.029.131	342.992.404
Asia	1.828.577.178	1.507.118.254
Europe, non-EU member countries	9.261.471	3.405.065
Australia and New Zealand	9.791.127	886.972
Loans and advances to customers	147.465	368.502
EU member countries	125.983	365.584
North & Central America	21.482	2.918
Shares and other variable yield securities	13.162	13.556
North & Central America	10.547	10.863
EU member countries	2.615	2.693
Total	<u>4.998.757.319</u>	<u>3.592.007.021</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

29.4. Information on derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2016, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2016 Notional/ payable amount in USD	2016 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	1.299.763.106	12.134.109
America	228.039.632	3.208.449
Swaps		
EU member countries	654.599.617	2.236.629
Total	2.182.402.355	17.579.187

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

As at December 31, 2015, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2015 Notional/ payable amount in USD	2015 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	1.366.652.545	12.240.622
America	647.955.936	3.542.987
Asia	233.760	1.194
Swaps		
EU member countries	<u>1.619.385.357</u>	<u>10.591.362</u>
Total	<u><u>3.634.227.598</u></u>	<u><u>26.376.165</u></u>

[次へ](#)

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成29年12月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝113.00円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

（１）資産及び負債の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2017年6月30日現在

（単位：米ドル）

資産

米ドル

千円

	米ドル	千円
現金および中央銀行における現金残高ならびにその他の当座預金	3,192,717,396	360,777,066
手元現金		
中央銀行の現金残高	2,125,318,818	240,161,026
その他の当座預金	1,067,398,578	120,616,039
売買目的で保有される金融資産	32,109,263	3,628,347
デリバティブ	32,109,263	3,628,347
持分証券		
債務証券		
ローンおよび貸付金		
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	0	0
持分証券		
債務証券		
ローンおよび貸付金		
売却可能金融資産	1,419,712	160,427
持分証券	1,419,712	160,427
債務証券		
ローンおよび貸付金		
ローンおよび未収金	2,424,196,102	273,934,160
債務証券		
ローンおよび貸付金	2,424,196,102	273,934,160
満期保有目的投資	0	0
債務証券		
ローンおよび貸付金		
デリバティブヘッジ会計		
金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
子会社、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社への投資		
有形資産	1,082,277	122,297
有形固定資産	1,082,277	122,297
投資不動産		
無形資産	3,093,491	349,564
のれん		
その他の無形資産	3,093,491	349,564
税金資産	128,929	14,569
当期税金資産	128,929	14,569
繰延税金資産		
その他の資産	25,112,793	2,837,746
売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
資産合計	5,679,859,963	641,824,176

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2017年6月30日現在

(単位：米ドル)

負債

	米ドル	千円
売買目的で保有される金融負債	31,711,080	3,583,352
デリバティブ	31,711,080	3,583,352
ショート・ポジション		
預金		
発行済み債務証券		
その他の金融負債		
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	0	0
預金		
発行済み債務証券		
その他の金融負債		
償却原価で測定される金融負債	5,442,558,401	615,009,099
預金	5,442,558,401	615,009,099
発行済み債務証券		
その他の金融負債		
デリバティブヘッジ会計		
金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
引当金	27,429	3,099
年金およびその他の退職後確定給付債務		
その他の長期雇用給付金債務		
再編		
係属中の法的問題および租税訟務		
契約債務および付与済保証		
その他の引当金	27,429	3,099
税金負債	14,035,257	1,585,984
当期税金負債	14,035,257	1,585,984
繰延税金負債		
要求払株式資本		
その他の負債	14,420,622	1,629,530
売却目的保有に分類される売却グループに含まれる負債		
負債合計	5,502,752,789	621,811,065

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2017年6月30日現在

(単位：米ドル)

資本

米ドル

千円

	米ドル	千円
資本	37,117,969	4,194,330
払込資本	37,117,969	4,194,330
請求済未払込資本		
株式発行差金		
資本以外の発行済みエクイティ商品	0	0
複合金融商品のエクイティ部分		
その他の発行済みエクイティ商品		
その他のエクイティ		
その他の包括利益累計額	0	0
利益または損失に再分類されない資産	0	0
有形資産		
無形資産		
確定給付型年金制度の保険数理上の利益または損失（－）		
売却目的で保有される非流動資産および売却グループ		
その他の子会社、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社投資による認識済収益および費用の持分		
利益または損失に再分類されうる資産	0	0
在外営業活動体に対する純投資のヘッジ（有効部分）		
外貨換算		
ヘッジ・デリバティブ、キャッシュ・フロー・ヘッジ（有効部分）		
売却可能金融資産		
売却目的で保有される非流動資産および売却グループ		
その他の子会社、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社投資による認識済収益および費用の持分		
利益剰余金	4,686	530
再評価準備金	1,138,480	128,648
その他の準備金	124,372,931	14,054,141
子会社、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社投資の準備金または累積損失		
その他	124,372,931	14,054,141
自己株式（－）		
親会社株主に係る利益または損失	14,473,107	1,635,461
中間配当（－）		
少数株主持分（非支配持分）	0	0
その他の包括利益累計額		
その他		
資本合計	177,107,173	20,013,111
資本および負債合計	5,679,859,963	641,824,176

（２）損益の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

損益計算書

2017年6月30日に終了した期間

（単位：米ドル）

	米ドル	千円
利息収益	22,701,007	2,565,214
売買目的で保有される金融資産	10,741,314	1,213,768
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産		
売却可能金融資産		
ローンおよび未収金	10,569,959	1,194,405
満期保有目的投資		
デリバティブヘッジ会計、金利リスク		
その他の資産	1,389,735	157,040
貸付けの利息収益		
(支払利息)	6,082,742	687,350
(売買目的で保有される金融負債)	137,479	15,535
(純損益を通じて公正価値で測定するものとして金融負債)		
(償却原価で測定される金融負債)	2,406,534	271,938
(デリバティブヘッジ会計、金利リスク)		
(その他の負債)	3,538,728	399,876
(資産に係る支払利息)		
(要求払株式資本に係る費用)		
受取配当	750,101	84,761
売買目的で保有される金融資産		
純損益を通じて公正価値で測定されるものとして指定された金融資産		
売却可能金融資産	750,101	84,761
受取手数料	52,382,237	5,919,193
(支払手数料)	26,119,513	2,951,505
純損益を通じて公正価値で測定されない金融資産および負債の認識の中止に係る利益（損失）、純額（+/-）	-47	-5
売却可能金融資産	-47	-5
ローンおよび未収金	0	0
満期保有目的投資	0	0
償却原価で測定される金融負債		
その他		
売買目的で保有される金融資産および負債に係る利益（損失）、純額（+/-）	2,136,055	241,374
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および負債に係る利益（損失）、純額（+/-）		
ヘッジ会計からの利益（損失）、純額（+/-）		
為替差額（利益または損失）、純額（+/-）		
非金融資産の認識の中止に係る利益（損失）、純額（+/-）		
その他の営業収益	777,555	87,864
(その他の営業費用)	1,175,641	132,847
総営業収益、純額	45,369,013	5,126,698

米ドル

千円

（一般管理費用）	24,912,497	2,815,112
（従業員費用）	10,246,298	1,157,832
（その他の管理費用）	14,666,199	1,657,280
（減価償却）	1,239,946	140,114
（有形固定資産）	178,145	20,130
（投資不動産）		
（その他の無形資産）	1,061,801	119,984
（引当金またはその戻入（－））	0	0
（契約債務および付与済保証）		
（その他の引当金）		
（純損益を通じて公正価値で測定されない金融資産に係る減損またはその戻入（－））	0	0
（取得原価で測定される金融資産）		
（売却可能金融資産）		
（ローンおよび未収金）		
（満期保有目的投資証券）		
（子会社、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社への投資に係る減損またはその戻入（－））		
（非金融資産に係る減損またはその戻入（－））	0	0
（有形固定資産）		
（投資不動産）		
（のれん）		
（その他の無形資産）		
（その他）		
純損益で直ちに認識される負ののれん		
子会社、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社への投資における利益または損失（－）の持分		
非継続事業の要件を満たさない売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループからの損益（＋／－）		
継続事業からの税引前損益（＋／－）	19,216,570	2,171,472
（継続事業からの損益に関する税金費用（収入）（＋／－））	4,743,463	536,011
継続事業からの税引後損益（＋／－）	14,473,107	1,635,461
非継続事業からの税引後損益（＋／－）	0	0
非継続事業からの税引前損益（＋／－）		
（非継続事業に関する税金費用（収入）（＋／－））		
当期利益または損失（＋／－）	14,473,107	1,635,461
少数株主持分（非支配持分）に帰属する損益		
親会社株主に帰属する損益	14,473,107	1,635,461

[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正箇所を下線または傍線で示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

③ 管理会社の概況

<訂正前>

(前略)

(ハ) 資本金の額（平成29年11月末日現在）

払込済資本金の額 187,117,965.897555米ドル（約211億円）

発行済株式総数 5,051,655株（一株37.0409234米ドルの記名式額面株式）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、前記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

(中略)

(ホ) 大株主の状況

(平成29年11月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	5,002,575株	99.03%

<訂正後>

(前略)

(ハ) 資本金の額（平成29年12月末日現在）

払込済資本金の額 187,117,965.90米ドル（約211億円）

発行済株式総数 5,051,655株（一株37.04米ドルの記名式額面株式）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、前記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

(注) 米ドルの円貨換算は、便宜上、平成29年12月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場
の仲値（1米ドル=113.00円）による。

(中略)

(ホ) 大株主の状況

(平成29年12月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	5,002,575株	99.03%

4 手数料等及び税金

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

（Ａ）日本

平成28年10月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

（Ｃ）ケイマン諸島—金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスおよび情報交換を改善するため、米国および英国それぞれを相手方とする2つの政府間協定（以下、それぞれ「米国IGA」および「英国IGA」という。）に調印している。またケイマン諸島は、80か国以上とともに、金融口座情報の自動的交換に係るOECD基準、すなわち共通報告基準（以下、「CRS」といい、米国IGAおよび英国IGAとあわせて、「AEOI」という。）を実施するための多国間所轄庁協定にも調印した。

米国IGA、英国IGAおよびCRSを施行するケイマン諸島の規則が発布されている（以下、「AEOI規則」と総称する。）。AEOI規則に従い、ケイマン諸島の税務情報局（以下「税務情報局」という。）は、米国IGAおよび英国IGAならびにCRSの適用に関する指針を公表している。英国IGA、関連する規制および指針の関係する規定は、平成29年に段階的に廃止され、CRSによって代替されると予想されている。

ケイマン諸島の「金融機関」は全て、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守することが求められるが、1つまたは複数のAEOI制度に関して「報告外金融機関」（関連するAEOI規則に定義される。）として認められる例外規定に依拠することが可能であり、この場合、CRSに基づく登録要件のみ適用される。ファンドまたはサブ・ファンドが例外規定に依拠しない場合、AEOI規則の全ての要件を遵守する予定である。

AEOI規則は、報告金融機関に対し、とりわけ(i)米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）への登録、国際仲介者証明（以下「GIN」という。）の取得（ただし、米国IGAについてのみ）、(ii)税務情報局への登録およびこれに伴う「報告金融機関」としての資格の通知、(iii)CRSに基づく報告金融機関の義務にどのように対処するかを規定する、書面による方針および手順を採用および実施し、(iv)「報告対象口座」に該当するかを識別するための、保有口座に対するデュー・ディリジェンスの実施、ならびに、(v)税務情報局に対する当該報告対象口座の情報提供を義務付けている。税務情報局は、毎年、報告を受けた情報を当該報告対象口座に関連する海外の財務当局（例えば、米国の報告対象口座であればIRS）に対し自動的に転送する。報告外金融機関については、CRSに関して、(i)CRSに基づく地位および区分（報告外金融機関が依拠する関連例外規定を含む。）ならびに(ii)報告外金融機関に関する第一の問い合わせ先として指定された個人およびかかる第一の問い合わせ先を代替する権限を有する第二の個人の詳細について税務情報局に報告することが義務付けられることを除き、AEOI規則上の義務はない。

米国IGAは、米国IGAを導入するAEOI規則を遵守するケイマン諸島の金融機関が、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）のデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足する者として取り扱われ、したがってかかる金融機関は、FATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、FATCAの源泉徴収税（現行税率30%）を課税されることはなく、また、非協力口座を解約することを要しないことを定めている。ケイマン諸島の報告金融機関は、FATCAの源泉徴収税の課税を免除されるために、米国の納税申告用紙により、FATCAの状況について米国の源泉徴収代理人に対して自己申告を行うことが必要な場合がある。米国IGAの条項に従い、受託会社が「重大な違反（significant non-compliance）」の結果として不参加金融機関（米国IGAに定義される）とみなされない限り、ファンド／サブ・ファンドに対する支払に対してFATCA源泉徴収税は課されない。米国IGAを導入するAEOI規則では、FAT

CAその他の口座に関する口座保有者に対するファンド／サブ・ファンドによる支払について、ケイマン諸島の金融機関は源泉徴収を義務付けられていない。

投資者は、サブ・ファンドに投資し、および／または継続投資することにより、サブ・ファンドに対する追加的な情報提供が必要となる可能性があること、サブ・ファンドによるAEOI規則の遵守が投資者情報の開示につながる場合があること、ならびに海外の財務当局との間で投資者情報が交換される可能性があることを認めているものとみなされる。投資者が要求された情報を提供しない場合（それによって生じる結果にかかわらず）、受託会社は、対象となる投資者の強制買戻しを含むがこれらに限られない対応措置を講じおよび／またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（A）日本

平成30年1月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

（C）ケイマン諸島—金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスおよび情報交換を改善するため、米国を相手方とする政府間協定（以下、「米国IGA」という。）に調印している。またケイマン諸島は、80か国以上とともに、金融口座情報の自動的交換に係るOECD基準、すなわち共通報告基準（以下、「CRS」といい、米国IGAとあわせて、「AEOI」という。）を実施するための多国間所轄庁協定にも調印した。

米国IGAおよびCRSを施行するケイマン諸島の規則が発布されている（以下、「AEOI規則」と総称する。）。AEOI規則に従い、ケイマン諸島の税務情報局（以下「税務情報局」という。）は、米国IGAおよびCRSの適用に関する指針を公表している。

ケイマン諸島の「金融機関」は全て、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守することが求められる。ただし、1つまたは複数のAEOI制度に関して「報告外金融機関」（関連するAEOI規則に定義される。）として認められる例外規定に依拠することができる場合を除き、この場合、CRSに基づく登録要件のみ適用される。ファンドおよび各サブ・ファンドは報告外金融機関に係る例外規定に依拠する提案を行ってならず、したがってAEOI規則の全ての要件を遵守する予定である。

AEOI規則は、ファンドおよび各サブ・ファンドに対し、とりわけ(i) 内国歳入庁（以下「IRS」という。）への登録、国際仲介者証明（以下「GIN」という。）の取得（ただし、米国IGAについてのみ）、(ii) 税務情報局への登録およびこれに伴う「報告金融機関」としての資格の通知、(iii) CRSに基づく報告金融機関の義務にどのように対処するかを規定する、書面による方針および手順を採用および実施し、(iv) 「報告対象口座」に該当するかを識別するための、保有口座に対するデュー・ディリジェンスの実施、ならびに、(v) 税務情報局に対する当該報告対象口座の情報提供を義務付けている。税務情報局は、毎年、報告を受けた情報を当該報告対象口座に関連する海外の財務当局（例えば、米国の報告対象口座であればIRS）に対し自動的に転送する。

ファンド／サブ・ファンドに対して課税される可能性のある源泉徴収税については、米国の税務開示制度も参照されたい。

投資者は、ファンド／サブ・ファンドに投資し、および／または継続投資することにより、ファンド／サブ・ファンドに対する追加的な情報提供が必要となる可能性があること、ファンド／サブ・ファンドによるAEOI規則の遵守が投資者情報の開示につながる場合があること、ならびに海外の財務当局との間で投資者情報が交換される可能性があることを認めているものとみなされる。投資者が要求された情報を提供しない場合（それによって生じる結果にかかわらず）、受託会社は、対象となる投資者の強制買戻しを含むがこれらに限られない対応措置を講じおよび／またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。

（後略）

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

(1) 海外における販売

マネー・ロンダリング防止手続

<訂正前>

マネー・ロンダリング防止を目的とする制定法または規則を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を採用および維持するよう求められ、身元および資金源を確認する証拠を提出するよう申込者に請求することができる。許容される場合には、一定の条件に従って、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続の維持（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委任することもできる。

（後略）

<訂正後>

マネー・ロンダリング防止を目的とする制定法または規則を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を採用および維持するよう求められ、申込者に対してその身元、またはその実質的受益者もしくはそれを支配する者の身元（該当する場合）および資金源を確認する証拠を提出するよう請求することができる。許容される場合には、一定の条件に従って、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続の維持（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委任することもできる。

（後略）

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

取締役会各位

承認された監査人の報告書

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2016年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成されるルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.の財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.の2016年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の情報

取締役会は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、経営者報告書に含まれる情報から構成されるが、財務書類およびそれに対する承認された監査人の報告書を含まない。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関して、我々の責任は、その他の情報を精読し、その過程において、その他の情報に、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と重大な不一致があるか、または重大な虚偽記載があると思われるかについて検討することである。我々が実施した作業に基づき、その他の情報に重大な虚偽記載があるという結論に達した場合、我々はかかる事実を報告する必要がある。この点に関し、我々が報告すべき事実はない。

その他の法律および規制の要件に関する報告

経営者報告書は、本財務書類と整合しており、適用される法的要件に従い作成されたものである。

デロイト・オーディット、承認された監査法人

〔署名〕
ラファエル・シャルリエ、承認された監査人
パートナー

2017年3月14日

[次へ](#)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.
287-289, Route d'Arlon
L-1150 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A., which comprise the Balance Sheet as at December 31, 2016 and the Profit and Loss Account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the réviseur d'entreprises agréé's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. as of December 31, 2016, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the management report but does not include the annual accounts and our report of réviseur d'entreprises agréé thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with the applicable legal requirements.

For Deloitte Audit, Cabinet de révision agréé

Raphaël Charlier, Réviseur d'entreprises agréé
Partner

March 14, 2017

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。